

産業生活常任委員会
決算・予算常任委員会産業生活分科会

(令和3年9月1日)

○ 平野貴之委員長

おはようございます。

では、これより、産業生活常任委員会を始めてまいりますので、インターネット中継をお願いします。

では、本日はまず、請願の審査を行ってまいります。

請願第8号 四日市市議会から「核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書」
の政府への提出について

○ 平野貴之委員長

請願第8号四日市市議会から「核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書」の政府への提出についてを議題といたします。

当請願は、四日市市公災害市民ネット代表松岡武夫様ほか6名より提出されたものであり、本日、請願者に意見陳述のためお越しいただいております。

請願審査の進め方についてですが、まず、請願者に意見陳述を行っていただき、請願者への質問、理事者への質疑の時間を設けた後に、討論、採決を行う予定としております。

それでは、請願者の方は請願者席に移動してください。

どうぞよろしくをお願いします。

それでは、ただいまから請願の趣旨をご説明いただき、その後各委員より質疑をさせていただきますと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、請願第8号について朗読を事務局に求めます。

(事務局朗読)

○ 平野貴之委員長

それでは、次に、請願趣旨の意見陳述を行っていただきます。

請願者の方は、意見陳述をお願いします。松岡代表、お願いします。

○ 請願者（松岡）

それでは、請願団体を代表しまして、私、松岡と被爆者の前にいらっしゃる坂巻さんの2人から、このたびの請願について陳述をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

広島と長崎のあの惨禍から既に76年もの歳月がたちました。この間、被爆者をはじめ多くの人々が粘り強く訴え続けてきた核兵器廃絶を求める声は、国際的な力強い世論に発展しました。そしてついに4年前の国連会議で核兵器禁止条約が採択され、条約は本年1月に発効いたしました。

7月末現在、批准した国は55か国、署名は86か国に達しております。発効した核兵器禁止条約により核兵器は違法化され、国際社会の規範として核兵器の開発、製造、実験、取得、保有、使用とその威嚇などのあらゆる活動が禁止されることになりました。この条約の発効は、長い間待ち望んできた核兵器のない世界の実現を希求する世界への声に応えるもので、核兵器廃絶への歴史的な一歩だと考えます。

国内においても本年8月、日本世論調査会が調査した結果の発表によりますと、核兵器禁止条約に参加するべきであるという意見が72%に達しております。また、7月20日現在、全自治体の33%に当たる593の自治体が、政府の核兵器禁止条約の署名・批准を求める請願、意見書などを政府、国会に提出しております。

日本は世界で唯一の戦争被爆国で、核兵器がもたらす結末、その悲惨さ、非人道性を最もよく知っている国です。広島の平和公園の碑文にもありますように、いかなる理由があろうとも広島、長崎の惨禍を繰り返すようなことは絶対にあってはならないと思います。

四日市市も先ほど紹介ありましたように、1985年に非核平和都市宣言を行いました。そして、その宣言の中で、我が国にとって核兵器の廃絶は国民共通の願望と訴え、そしてそれに続けて、かけがえのない地球の平和と我が国の美しい自然を守るため、私たち四日市市民は非核三原則を堅持し、全ての核兵器がこの地球上から廃絶される日が来ることを切望し、ここに非核平和都市宣言都市となることを宣言すると表明しました。

一方、現在、国の安全保障にとって核抑止力が必要との意見があります。しかし、この考え方は、いざというときには市民の頭上で核兵器を炸裂させることもためらわないということになってしまいます。これは人道に反すると思います。広島、長崎の非人道的惨禍を繰り返してはいけないという、国民共通の願望とは相入れません。

また、核抑止力は持続可能な世界を目指すSDGsとも相入れないと思います。SDG

sは、経済・社会・環境を一体のものとして捉え、人類が今直面している危機の克服のために2030年までに達成すべき目標を設定しています。そこには平和と、地球環境の保全が五つの中心的な柱の中に含まれております。この点に関して、先ほども触れましたように繰り返しになりますけれども、四日市市の非核平和都市宣言でも、かけがえのない地球の平和と我が国の美しい自然を守るため、私たち四日市市民は非核三原則を堅持し、全ての核兵器がこの地球上から廃絶される日が来ることを切望しとうたっています。

これに対し、もしも核兵器が使われたならば、深刻な地球環境の破壊が起きてしまいます。核兵器はたとえ限定的な核攻撃の応酬であっても、広島、長崎の恐ろしい大惨禍が繰り返されるだけでなく、地球の気候にも悲惨な影響を与えます。戦争がエスカレートして全面的な核戦争となれば、極端な環境破壊を引き起こし、いわゆる核の冬の到来など、世界の気候は劇的に変化し、多くの生物種が消滅することになります。文明は破壊され、人類が絶滅する可能性さえ否定できません。

私たち人類は、自らを常に破滅と恐怖の縁に置くような核兵器と共存することなどできません。

核兵器の廃絶、これこそが真の安全保障の土台だと思います。

核兵器禁止条約は発効したものの核保有国が背を向けていることから、その実効性を疑問視する意見があります。

しかしながら、1999年に発効した対人地雷全面禁止条約と、2010年に発効したクラスター爆弾禁止条約は、いずれもアメリカ、ロシア、中国の加盟はありませんけれども、国際的規範として圧倒的多数の国に受け入れられ、この二つの条約は既に実質的に世界のルールになっております。

核兵器禁止条約も締約国が増えていけば、国際的規範としてその実効性はどんどん高まっていきます。とりわけ唯一の戦争被爆国の日本が世界の世論に応じて条約締約国になれば、核兵器のない世界への道にとって大きな貢献となることは間違いありません。

本年1月に、核兵器禁止条約が発効したことにより、核兵器全面禁止への世界への波は新しい段階に入ったと思います。核兵器禁止条約によって人類の歴史上初めて核兵器が違法となった今こそ、四日市市も核廃絶を訴えた非核平和都市宣言の自治体として、核兵器廃絶への現在の大きな歴史的流れに加わっていただきたいと思います。

以上の理由から、日本政府に核兵器禁止条約への署名と批准に向けた建設的な議論を進めることを求める意見書を、四日市市議会からぜひとも上げていただくよう要望いたします。

す。

なお、資料としてつけました意見書の案は参考資料でございます。また、この案文は3年ほど前に三重県議会で採択された意見書の内容とほぼ同じであることを申し添えます。

私からは以上で、続いて坂巻さんに陳述をさせていただきたいと思いますが、よろしくお願ひします。

○ 平野貴之委員長

それでは、坂牧さん、お願ひします。

○ 請願者（坂牧）

私は現在、三重県四日市市の桜台に住んでおります坂牧幸子と申します。家庭の主婦で、こういうところで言うのもおこがましいんですけども、三重県では昭和52年、1977年に三重県原爆被災者の会というのをみんなで作りました。その当時、三重県には会員として600名以上の方が、被爆者がおりました。その中でも一番多いのが四日市市で、二百名をちょっと上るぐらいの人数が、被爆者がおりました。現在では亡くなりまして、40名ほどしか被爆者は四日市にはおりません。だんだんと被爆者が亡くなっていく中で、被爆者の実態として三重県では、志摩にいらっしゃる方で、その方は広島に原爆が投下されたとき、志摩の人の弟夫婦が広島にいるということで、原爆が投下されてしばらくして弟を探しに志摩から行かれたそうです。そうしたら、自分の弟夫婦は亡くなって子供4人がうろうろともう原爆孤児となっていたそうです。そのおじさんは志摩のほう——伊勢志摩です——にその子供を連れ帰って育てたそうです。

被爆者にはいろんな方がいらっしゃいます。私は長崎市内、被爆地稲佐町と申しまして、1.8kmのところまで被爆しました。その被爆した状況と申しますのは、今みたいにクーラーとか扇風機のない時代でしたので、1歳と3か月の私がいかに泣くものから、母親は、ああ、暑いのかな、おむつも替えたしミルクも飲ませたのに何でこんな泣くんだろう、暑いんだろうと思って母親は私を外に連れて出たそうです。外のほうが涼しいだろうと思った母の思いが裏目に出まして、玄関を出た途端に原爆が投下されまして、母は原爆の爆風で倒れ、私もその爆風のために五、六m吹き飛ばされました。そのとき、私は手に火傷しまして、その夜は、その日、母は家の中に4歳の姉を残しておりましたので、家の中に入ろうとしましても、爆風で家は傾き、窓ガラスは割れ、屋根瓦がガラガラと落ちる

中に4歳の姉を連れ出しに入りました。そのとき、母が姉を連れ出すときに、家族の写真を持って出たんです。それだけが私達の宝で今も母親が、当時健在だったときの写真がまだいまだにあります。母は私たちを連れ出して近くの防空壕へと逃げました。夜になると、私の火傷はなかなか治らなくて、熱が出る、下痢はする、大変だったそうです。それから1週間もしないうちに私の髪の毛はだんだんと放射線の影響で、頭の髪の毛はどんどん抜けていったそうです。

そういう中、私たちはいつまでもその防空壕の中で生活するわけにはいきませんので、転々と引っ越ししまして、親戚の家だとか知り合いの家を訪ねて転々と引っ越ししました。戦後、やがて私たちも幸せな生活が来たのかなと思って、戦後、弟と妹が生まれまして、やっと幸せになれたと思った頃に、母親は原爆症と乳がんのために昭和27年に亡くなりました。母は、私たち幼子を抱くこともなく、苦しみながら死んでいきました。そして母親が亡くなったとき、父親も原爆症のために体が弱って、なかなか私たち子供を育てることができないので、一番下の妹は自分のお兄さんのうちに養女にやりました。そして弟はあと1年で小学校に上がるというときだったので、その1年間は福岡のおばさんのうちに預けました。そして私たち家族は原爆のために、みんなバラバラになってしまいました。

やがて1年がたち弟は福岡から帰ってきて、やっとうちの家族と一緒に小学校に入りましたが、うちの家族は妹は養女に行って、隣の市の諫早市というところへ養女に行きましたので、妹はなかなか会えません。弟は母親のいない小学校へ入学しました。その頃、学校では、学校だけではなかったと思うんですが、母の日というのがちょうどできてきたときだったと思います。そのとき学校の先生が出席の順番に赤い造花で作った赤いカーネーションを一人一人に手渡すんです。やがて私の番が来まして、私もそのカーネーションがもらえると思って急いで先生の下に走っていきますと、私だけが白いカーネーションなんです。その白いカーネーションをもらったとき、私のクラスには60人いましたが私だけだったんです。だから白いカーネーションじゃなくて、私も仏壇にお母さんに赤いカーネーションをあげたかったなと思う気持ちが今でも強くて、今は商魂たくましく父の日とか母の日とかになりますと、みんなが大騒ぎして、幼稚園、小学校では、父の日、母の日になりますと、お父さんの似顔絵を書きましょう、お母さんの似顔絵を書きましょうと言いますが、お父さんやお母さんのいない子供たちはその日はどんな思いで過ごしているのかなと思うと、あまり私は父の日とか母の日は好きではありません。今でも子供が私に、母の日になると何がいいと聞いてくれますが、私は何も物的には欲しくなく、ただ一輪

の赤いカーネーションが欲しいだけです。

やがて、中学校になりまして、下の妹が中学校になったときに、その育ててくださったおじさんが、自分のところは田舎だから、学校も大して学歴もうまくいかないと思うと。この子はよく勉強ができるから、長崎市内の中学校に入れたほうがいいんじゃないかなとおじさんは言うてくれて、下の妹は中学校と高校が一貫教育のできる学校に入れてくださいました。それで、妹は私たちと一緒にまた住めるようになったんです。だけど、私の妹は自分の父親と一緒に住めるようになったんですけれども、自分の本当の父親におじちゃんとか言わないで、自分の育ての親は父ちゃん母ちゃんと言って、本当に優しく育てられたんだと思うほどの生活の状態でした。

私が成人しまして二十歳になったときに、長崎市内の長崎駅前の2kmのところまで被爆した私の1級上の先輩が突然と原爆症で亡くなったんです。私が二十歳、彼女は21歳。ああ、私は1.8kmだ、彼女は2kmだし、私もやがてそういうふうになってくるのかなという思いで青春時代を送ったことがありました。

そういうことも過ぎまして、私が25歳のときに、父親は原爆病院で亡くなりました。そして原爆病院で亡くなったときに、A B C Cと言って、原爆の実態調査をする調査機関がありまして、そこから私のうちに見えまして、お父さんを献体させていただきませんかという話でした。

私たちは父親が何回も何回も入退院の手術、手術の繰り返しで何回もメスを当てた体に死んでからまでメスを当てるのを嫌だと思って、A B C Cのほうにお断りしました。するとそのA B C Cの方は、これはねと、原爆で傷ついた方たちを治すための献体だから、その被爆者のために献体するのでお願いしますとおっしゃるものですから、私たちも、ああ、被爆者のためなら仕方ないかなと思い、父親に、お父さんごめんと、被爆者のためだから献体にしてもいいと言いながら、泣きながら私たちは父親にごめんねと謝りながら献体することにしました。そういうことも、もう何年もたって忘れていた。1年たったときに、そのA B C Cから私の弟がもう主になっておりましたので、弟宛てにA B C Cから、献体ありがとうございましたというお礼状の証書が届きました。そのことももう、弟もやがて結婚し忘れていましたら、4年ぐらい前でしたか、伊勢志摩のサミットがあったときに長崎の市長さんがおみえになっていて、爆心地の写真展でしっかりこれを見てくださっていました。そのときちょうど市長さんと一緒になりまして、あたしも長崎なんですと言うと、市長さんはとても懐かしそうに、ああ、そうですかと、自分ところと三重県で

は遠いので、何でもあれしたら自分のできることをおっしゃってくださいとおっしゃいまして、お願いするときはお願いしますと言って別れたんです。その後、1年かぐらい過ぎたときに、長崎の市長さんがあんな言うてくださったので、よし、私は市長さんに手紙を書こうと思ひまして、長崎の市長さんに手紙を書きました。それは何の手紙かといいますと、私たちが署名活動しているときにどうしても市長さんが、私たちが頑張っているから市長さんも応援しているんだという言葉を一言書いた市長さんの言葉が欲しいんですと私は手紙で書きましたら、すぐ市長さんは、三重県でも署名運動にみんな頑張っているから、これを見た人たちはこれに賛同してほしいということでした。それで私はいつもその証書を持ちまして、皆さんに市長さんからこんな応援してもらっています、署名運動お願いしますということで、私はいつもお願いしておりました。

そのときにテレビのカメラマンが私のところに来まして、坂牧さん、坂牧さんのお父さんはどうしていらっしゃいます、そのときに証書があるとおっしゃっていましたけど、その証書って今でもありますかとおっしゃいまして、たまたま私、弟じゃなくてその証書は私が持っていて、持っていますと言ったら、テレビ局の方がそれで父親の解剖したナンバーを見つけてくださいまして、その証書には父親の解剖したナンバーが書いてあったんです。それで、テレビ局の方が長崎医大に行きまして、長崎医大に父親の解剖した実態があるかということ进行调查してくださいました。

○ 平野貴之委員長

では、そろそろ話をまとめてください。

○ 請願者（坂牧）

そうしたら、あるということで、私も長崎の慰霊祭に行きまして、慰霊祭に行きましたら、長崎大学の方が解剖した臓器の部屋に私を連れて行ってくださいました。臓器は、そこはもう被爆者の臓器だけが納めてある部屋なんです。そこには5000体以上の臓器が収納してあるんです。そこに私も行きまして、ああ、父親に会えるんだなと思って行きまして、父親は瓶の中に臓器が入っているんじゃないかと、201ぐらいのポリ容器の中に父親の臓器が入っておりました。父親はどうしてこういう瓶じゃなくてポリ容器に入っているんですかって言いましたら、被爆地に近かったし、何回も被爆地の中心地まで人を探しに行ったりして、すごい被爆のレベルが高いので、まだまだ今からでもこれは使うあれがある

ので、大事にたくさん取って保管してありますとおっしゃいました。

そのとき私は、そのポリ容器にお父さんの体はありませんけど、臓器だけだったんですけど、その臓器の入ったバケツをなでながら、お父さんに会いに来ましたと言って、そのときにそのポリ容器をなでながら父親と再開し別れてきました。そして、そこを出るときにテレビ局の方がどうでしたかとおっしゃって、今度は私だけでなく、私の兄弟も一緒にお父さんに会いに行きたいと思っていますということで終わりました。

話は以上です。どうも聞いていただきまして、ありがとうございました。

○ 平野貴之委員長

ありがとうございました。

では、ただいまの意見陳述に対しまして、質問のある委員さんは挙手をお願いします。

なお、理事者への質問は後で時間を取らせていただきますので、ご了承ください。

では、質問のある方、挙手をお願いします。

○ 萩須智之委員

本当に大変なご経験をされたということで勉強になりましたし、感銘を受けます。私も広島軍医でみえた肥田舜太郎先生から直接お話を伺ったこともありまして、それはもう想像を絶する状態だったなということは伺っています。ですから、今後も、核兵器というのは実際にはもう使えないなということはよく理解できておるんですが、立場を先に表明しますと、一応、日本が日米安全保障条約の傘、アメリカの核の傘の中で、戦後の平和をずっと維持してきたということで、禁止条約を評価はするんですけども、安全保障条約との兼ね合いをどのようにお考えかという点、それと、日本が本来置かれている状況はドイツとかイタリアと似た状況なんです。ドイツ、イタリア、ご存じのように核シェアリングということで、大統領が核爆弾のボタンを握っています。アメリカの核ですが。

こういうことで、お互いに安全保障してということで主に旧ソビエト連邦を想定しての安全保障だったわけなんですけど、日本は、アメリカ以外の国からですが実際に日本本土が核攻撃を受けた場合に、アメリカが報復攻撃するとは考えられません。けれども、抑止力になっているのは事実だということ間違いのないことだと思うんですが、この辺りについてのご所見を伺えたらなと。

この流れで、1991年頃でしたですか、南アフリカは核兵器を廃棄してNPTに参加した

りと唯一の成功例ですが、その中でも1970年以降NPTに関しては、インド、パキスタンの泥仕合でそれぞれが持って、今や朝鮮民主主義人民共和国とイスラエルも持っている状況、その中で、もともとその発言権のある中国というのは人民解放軍が持っているわけなんです。これ、国軍ではないんです。党の私設部隊が持っているということで民間が持っているという形と同じ形なんです。このような非常に不安定な状況でしかも両方の国からの射程圏内にあり、特に日本では名古屋がもう標的の中心なんです。名古屋から40km圏内の四日市市に住まいしているということで、これをどのように核攻撃から防いでいくのかということをお先に考える立場に私はおります。

ということで、本当に条約を早く批准する日が来ればなと思うんですが、北朝鮮、中国の政治状況が変わらない限りまだちょっと時期尚早かなというふうに思います。その辺りについても、ご意見を伺えればと思います。以上です。

○ 請願者（松岡）

今、核抑止論についてのお話がありました。ご意見、頂戴したんですが、軍事的威嚇を振りかざすこの核抑止力というものに頼る安全保障というのは、私は現実的には非常に不安定だと思います。

国民の安全を保障するどころか、かえって危険な状況が継続することになると思います。実際、軍事的に激しく対立するという状態になった場合、どちらか一方が先制攻撃した方が有利だと判断した途端に、抑止力というのは破られてしまいます。そういう危険性を常にはらんでいると思います。

しかも、この核兵器は昔と違って、先進工業国でなければ造れないようなものではございません。核兵器は比較的容易に製造できると言ってもいいものになっております。ご存じのとおりプルトニウムというものがあれば、長崎に投下された原爆と同じタイプの原爆を造ることができます。そのプルトニウムの量は僅か8kgです。8kgというのはこの私の握り拳ぐらいしかないんです。それだけ僅かなプルトニウムを、原子炉を動かして造ることができたら、あっという間に造れると。実際、北朝鮮はそれをやっているわけですね。

ですから、核兵器を保有しているから安全だとか、安全が保障されるとかという考え方は非常に私は幻想的なもので、先に攻撃したほうが有利だと判断すれば使われてしまう危険性をいつもはらんでいると。

ですから、一番安全な世界というのはどこにも核兵器がないという世界、これがはるか

に安全な世界ですし、これこそが本当の安全保障であるというふうに私は考えております。
以上です。

○ 請願者（大野）

大野章といいます。県立高等学校の教員を退職してもう26年になりますので、86歳なんです。今のお話を聞いていて、核抑止力という考え方も確かにある。そのことを私は否定はしません。松岡さんがそれに対して言われた意見も、全く核がない世界ということと核抑止力ということが、僕は対立はしないと思うんです。

だから本当にこの核兵器禁止条約というものを、唯一の被爆国である日本が、核の傘の中に入っている、これを調印し批准するという事は決して矛盾しないのではないだろうか、というふうに思っています。

私はもう86歳ですから余命幾ばくもありませんが、それでもこういう運動に少しでも参加したいと思っているのは、命の最後をやはり次の世代に引き継ぎたい。朝ドラのエンディングで古関裕而さんが「長崎の鐘」を作曲するときに、永井博士が病床から命をつなぐことなんだよということに触発されて、一気にそれまで悩んでいたのに音符を書き始めた。そのことに私は尽きると思うんです。

だから今、核抑止力、あるいは核兵器全面禁止、そういうことの見解の違いを超えて、日本がとにかく調印し、批准し、そして、それがもしできなくても、オブザーバーとして国際会議に入っていく、そういうことをすれば少しでも展望は開けていくのではないかと、そういうふうに思っております。ぜひよろしく願いをいたします。対立ではないと、そういうふうに思っております。

以上です。

○ 平野貴之委員長

いいですか。

○ 萩須智之委員

ありがとうございます。誠に立派なお答えだと思います。

私も気持ち的にはまさにそのように思っておるんですが、本当に実社会というのは矛盾が多うございまして、辛いところです。

お話もありましたクラスター爆弾とかランドマイン、私もその撲滅のほうの活動もしております。ですが、この戦術的なものと、この核爆弾という戦略的なものというのは、やっぱり同一レベルでは考えにくい。

ただ、大野さんが言われるように、これ、矛盾しないというお考えは今日すごく勉強になりましたので、さらに勉強させていただこうと思います。ありがとうございました。

○ 小林博次委員

坂牧さんが長崎の出身で被爆者やと知らなかったのが、実は昭和64年に非核平和都市宣言、これは全国的に同じような流れがあるときに、三友会の方が私のところへ来られて、やっぱり地方都市からこういう声を上げていく、そんなことが大事かなということで非核平和都市宣言に結びついていったわけです。そのときに、三友会の仲間の皆さんがおっしゃったのは、広島に原爆が落とされて、救援に四日市から二、三百人行って、それが皆さん被爆されて、原爆で苦しんでいるということがあったので、鶴の森公園の四日市の戦災空襲で亡くなった慰霊碑の横に原爆の人で亡くなった慰霊碑が造られている。見たら荒れていたから、後の引継ぎがないのかなというふうに思っていますけれども、それから、小中学校の子供たち、いつも総合会館のところで原爆の資料展があるんですが、その資料を三友会の皆さんから提供いただいて対応しているということにつながって、発展をしてきたと思っています。

ですから、皆さんの訴える中身は全く同感で、高度な議論ということもあるんやけど、素朴な市民感情として、これ、今まで対応してきたので、その上にやっぱり国でもきちっとしてほしいと。そんな声を出していくことが私は大事なのかなというふうに思うんですけど、その辺りは何か考え方があれば聞かせてください。

○ 請願者（松岡）

今、小林市議からおっしゃっていただきましたように、やっぱり既にたくさんの自治体のほうで意見書というものが上げているわけですが、もっともっとこれをちゃんと上げていただいて政府を後押しするという、そういうことが今、一番大事なときではないかと思えます。今年発効したわけですし、大きなチャンスの時期だと私ども考えておりますし、核兵器の廃絶という課題というのは政治的な立場を超えて、これはもう人道主義の問題だと私は考えます。だから、その立場に立って、ぜひ、いろんな意見の違いはあろうと思

ますけれども、大きな目標に向かって少しでも前に進めるという立場で、広い方々から賛同いただきたいというふうに私どもは考えております。

よろしく申し上げます。

(発言する者あり)

○ 請願者（坂牧）

先ほど小林委員がおっしゃったように、四日市も大空襲がありまして、それも原爆被害者と四日市空襲の被害者も同じ戦争被害者だということで、鶉の森公園に6月18日は年に1回慰霊祭を行っています。

今回はコロナのために出席することはできませんでしたが、私たちは同じ戦争被害者ということで、私たちは毎日鶉の森公園でお参りをしております。

そこには市長も市の関係者の方も出席していらっしゃるので、多分、核兵器とかそういうことに関しては関心がおありじゃないかなと思いますので、ぜひこのことについても、皆さんに覚えておってほしいと思います。よろしく申し上げます。

○ 谷口周司委員

ありがとうございます。いろいろと教えていただくこともありましたし、また、感じるところもあったところでもありますけれども、やはり、この核兵器の廃絶というところについては、もうこれは誰もが願うことであって、決して否定されることはないことだと思いますし、皆さんと思いは一緒だなと思っております。

そういった中で、四日市市議会においては、前議会ですか、6月定例会議会の中で、この核兵器の廃絶というものを前提にも置きながら、核兵器禁止条約の署名と批准に向けた安全保障環境を創出する下記の取組を推進することを要望しますということで、国のほうにも意見書も提出をさせていただいております。

その中には先ほど大野代表が言われたように、締約国会合へのオブザーバー参加というところも入っておるところなんですけれども、そういったところで今、四日市の市議会としては意思表示がされているというところではあるんですが、今回の出されたものと、6月定例会議会で四日市市議会が取りまとめたものと、違いをちょっと教えていただくとありがたいなと思うんですけれども、大まかな内容は、向かっているところは同じかと思

いっつも、何か6月定例月議会に出された意見書では物足らん、ちょっと足らんやないかということなのか、いやいや向く先は同じだし、段階的にはまずはここから、この意見書から行こうやということなのか、ちょっとそこを少し教えていただけたらと思うんですが。

○ 請願者（松岡）

その点に関しましてはおっしゃるとおり、そういうご意見があらうかと思うんですが、私どもとしては、やはりこの核兵器禁止条約への署名と批准を求めますという点をはっきりと表明していただきたいという点、6月の先ほど説明いただいた意見書でしょうか、それはそこまで踏み込んでいない、将来的にはそれを考えるけれども今回はその一つ手前のところでという感じの内容かと思うんです。

私どもは、いや、もう一步踏み込んでいただいて署名と批准を求めますということをお願いしたい、ぜひ、そういう声を上げていただきたいと、その点が違う点でございます。

以上です。

○ 谷口周司委員

ありがとうございます。

違いはそこにあるということかと思うんですけど、これ、もう一つ遡ると、2月定例月議会と同じ批准と署名を求めるところが出されて、これについては結果として採決には至らなかったと思うんですけども、段階として四日市の市議会としてはその次の6月定例月議会に批准と署名を求めつつも、まず、そこまでは行かずともオブザーバー参加であるとか、そういったところを目指していきましょうという、皆さんの思いから一步手前ぐらいのところでの意見表明になっているかと思うんですけども、これ、2月に出されたものと今回出されたものというのは違いはあるんですか。同じものですか。

○ 請願者（松岡）

思いは同じなんですけれども、やはり提出させていただきました意見書の案文を見ていただければ分かるかと思えますし、また、請願のところの具体的に書いてある文章は、これは前回2月に提出したものと文章が大分違っております。

それは、やはり広く皆様のご支持を得て進めるべきというふうに考えまして、三重県

議会で採択されました意見書、それを参考にさせていただいて、それを踏まえて、改めて今回文書を提出したと、そういうことでございます。

○ 請願者（大野）

簡単に、今、松岡さんが言いましたように、三重県議会で採択されたものがかなり普遍性を持っていて、今、谷口委員おっしゃったような視点も、荻須委員がおっしゃったような視点も、あるいはもっといえば、もっと現実的な観点のものもかなり統括して考えることができるんじゃないかというふうに思います。

さっき私、もう余命幾ばくもないのでどうしても命をつないでいきたいという話をしましたけれども、私の家にグリーンカーテンがあって、朝顔がもう今最後に必死に咲いているんです。これ、種を飛ばしているんですが、朝顔は恐らくどっちへ種を飛ばそうとか、こっちのほうがいいよとか、そういうことは相談しないと思うんです。人間はやっぱりある程度いろんな意見がありますから、この意見がいいだろう、この意見がいいだろうということになりますけれども、やはり三重県議会で採択されたものは普遍的に、今、全面禁止というスタンスも、あるいは橋渡しというスタンスも、それを統括してそのところで一つぴしっと押さえるものがある、そういう柔軟性があると思いますので、そういう視点で、よろしくお考えいただいたらありがたいと思います。

以上です。

○ 谷口周司委員

ありがとうございます。

説明を聞いて、いろいろそうやって理解していくところもあるんですが、実はちょっと昨日からこういったことがあるので、2月の請願と6月の意見書、そして今回の請願とちょっとずっと読み比べをしていく中で、時系列もありながら、今回の内容をどう自分として受け取っていくのが、2月のときからいって見たら議会のメンバーも替わっていませんので、2月と同じならおのずと同じ結果になるだろうけれども、今回こうやって出されたということについては内容も少し変わっていると。この6月定例議会に四日市が採択をした意見書というところにも、やはりそれでは納得がいかに、それよりももう少し進んだところにといいところかと思いましたので、その間がどこにあるのかというのがなかなかちょっと読み取れないところもありましたので、今回聞かせていただきました。

最後に、ちょっとこれだけは確認をさせていただきたいんですが、この6月定例月議会に出された意見書の内容は、これは否定されるようなものではないですか。皆さんにとって、それはそれとして認めていくものなのか、いやいや駄目だと、なのか、ちょっとその辺り教えていただきたいんですが。

○ 請願者（松岡）

別に否定するものではありません。

だからもう一歩前へ進んでいただきたいという気持ちが、今回。

○ 請願者（大野）

それは採択されても矛盾はしないと思います。

○ 谷口周司委員

分かりました。矛盾はされないという思いということですね。一応、四日市としては、今6月定例月議会に採択されたものが今現行としてありますので、そういったところを少し確認させていただきましたので、ありがとうございます。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問のある方。

○ 森 智子委員

一つだけ教えていただきたいと思います。

この請願事項にあります建設的な議論を進めるということは、どういう内容を表しているのか教えてください。

○ 請願者（松岡）

もちろんこの署名、批准を実現するために、これを実現すればやはり核兵器廃絶への大きな力に変わることになると思うので、その方向に向かってという意味で、当然建設的に前へ進めていただきたいという意味でございます。

その点は皆さんも思いとしては同じではないかと思うんですがね。

以上です。

○ 森 智子委員

分かりました。ありがとうございます。

先ほどの谷口委員とのやり取りの中で、2月定例会議会で出された内容との違いとかと
いうのをお話されていましましたけれども、2月定例会議会の請願の内容に関しては、署
名と批准を直ちにとという思いが強かったように思うんですけれども、今回はどうなんでし
ょうか。教えてください。直ちにとという思いなんでしょうか。

○ 請願者（松岡）

別に早ければ早いほどいいに違いはないわけでございますけれども、しかし、現実的に
はいろんな積み重ねをして初めて実現することでございますし、これまで既に、坂牧さん
をはじめとして被爆者の方々が何十年も少しずつ一歩ずつ一歩ずつ進んでこられて、ここ
まで核兵器禁止条約を採択するということまで持ってくる、並々ならぬ努力があったわ
けです。だから、それはもう本当に日々の積み重ねでございます。

これからも、直ちにとというのはそれは望ましいけど、そういうわけには現実では行かな
いということは私どもよく分かっておりますし、一歩でも前へ進めましょうと、その積み
重ねの一歩として私どもも貢献したいという趣旨でございます。

○ 森 智子委員

分かりました。ありがとうございます。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問のある方。

(なし)

○ 平野貴之委員長

では、なければ、請願者への質問はここまでとさせていただきますので、では、請願者
の方は傍聴席にご移動をお願いします。ありがとうございました。

それでは、次に、理事者から補足説明はありますか。

(なし)

○ 平野貴之委員長

では、委員の皆さんから理事者に確認したいことがあれば、挙手をお願いします。
ありませんか。

○ 小林博次委員

核兵器廃絶のために様々な活動をやっているわけですが、原爆の悲惨な状況を伝える写真展とか、これ、市の要望で対応させてもらっていると思っているけれども、その辺り、何か考え方ありませんか。

非核平和都市宣言をしているその中身に沿うと、もうちょっと活動が積極的であってもいいのかなというふうに思わんでもないんですけど、その辺り含めて何か考え方があれば聞かせてください。

○ 石田市民協働安全課長

市民協働安全課、石田でございます。

本市は宣言をしておりますことから、毎年8月を、平和を考える月間として非核平和に係る様々な取組を進めております。8月には夏休みの期間でありますことから、子供たちを対象として、戦争体験者から話を聞く講演会であったりとか、戦争と平和を題材とした映画上映会——親子映画鑑賞会といいますが——を開催したり、それから総合会館ロビーにおいて、原爆の状況、恐ろしさを伝えるパネル展などを現在も実施しております。

今年度はコロナの影響を受けまして、講演会というのはちょっと開催がまだできておりませんが、親子の映画会を8月9日に、それからパネル展につきましては7月から8月にかけて総合会館で開催をしております。そのほか本市としましては、非核平和に関わる取組を進める自治体として、連携をしまして日本非核宣言自治体協議会でありまして、平和市長会議に加盟をしております、その会議に参加するなど、他自治体と情報共有を行っているところではあります。

以上でございます。

○ 平野貴之委員長

ほかに確認したいことがあれば。

(なし)

○ 平野貴之委員長

では、なければ、理事者への確認、質問は以上とさせていただきます。

次に、討論に入っていくんですが、新型コロナウイルス感染症対策として、傍聴の自粛をお願いしておりますので、請願者の方は退室をお願いしたいと思います。

どうもありがとうございました。

それでは、これより討論に入ります。

討論のある方は挙手をお願いします。

○ 森 智子委員

前回、この2月定例会議会において、被爆者の方の思いもこの場で聞かせていただきながら、その思いを受けて6月定例会議会に市議会としての意思を示したものが、前回6月定例会議会で賛成多数でまとめられております。

市議会としての意思を示していると思っておりますので、同様の内容のものを、今回、提出をするということはいかがなものかなというふうに考えますので、反対をさせていただきます。反対の立場ですみません。

○ 小林博次委員

それは矛盾やんな。県議会であらゆる政党の人が、せめて核兵器の問題で同じような視点に立って、意見を出すことが大事ではないかということで、文章表現については、たたき台は県議会でもまとめられた中身、それから気持ちはもったきちつきつくしてくれという気持ち、これは当然の表明であったわけやけど、やっぱり議会の我々として非核平和都市宣言をした内容からも、あと対応は後退していると思っているんやけど、政党の意思で何か動くということもそれは大事かも分からんけど、超党派でやっぱりこういう問題を取り上げて、地方もせめて県ぐらいのレベルで意思確認をしておかないと、ちょっとまずい

のと違うかなと。

そんな意味で、公明党さんからこの前出されたやつを僕は承認してきたつもりなんやけど、自分ところの意思だけは通すわ、あとの意思は通さんわと言うなら、この前の賛成、僕、撤回させてもらいます。

そういう種類の問題と違うんやで、これは。やっぱりお互いが英知を絞って、少しずつ現実を変えていくような努力をしていかないと、いつまでたっても答えが出ない。そうかといって、100点を一遍に取ろうかという、そんなこと、取れないので、だからそういうような対応を議会としてはすべきやと思うんです。これは僕の意見。

○ 平野貴之委員長

賛成の立場の意見表明、討論ということでした。

○ 豊田祥司委員

私も賛成の立場で討論させていただきます。

私は2月の請願のときも賛成しました。6月も賛成させていただきました。

その中で今回のは2月と比べると少し緩やかな文章になっていますけれども、私自身は当然批准すべきだという立場ですけれども、この思いは共有できるものと考え、賛成させていただきます。

○ 平野貴之委員長

ほかに。

○ 中村久雄委員

私は反対の立場を表明したいと思います。

人類平和はもとより、核兵器の根絶はもとより、人類平和というのは本当に皆さんと意を同じにするとところでありますけれども、そういう世界人類が皆さん平和を願いながらやはり戦争が起きているという事実という中で、今、このタイミングで核を保有していない国がまとまってこういうことをやっている。核保有している国が、これに批准していない。対立を高めるという日本政府の意見を賛同したいというふうに考えています。

だから、今、このタイミングはまだなのかというところです。だから、アメリカが世界

の警察と言われているのが、それがちょっと揺らぎつつあるというところで、しっかりとアメリカと歩みを一にして、この問題は解決するものかなと。

今、このタイミングはまだ早いというところが、残念ながら私の見解でございます。

○ 萩須智之委員

中村委員と同じ意見でございますが、基本的には核廃絶に向けてということは人類全体の願いで、方向は同じだと思うんですけども、日本が今置かれている局地的な国際情勢、地政学上の情勢からすると非常に危険な状態であるということで、十数年来の危険の高まり具合からして、北朝鮮と呼ばれる朝鮮民主主義人民共和国と中国の政治体制が落ち着くまではまだちょっと時期尚早かなという気持ちがあって、反対させていただきます。

○ 平野貴之委員長

ほかに。

○ 谷口周司委員

私も反対の立場で討論させていただきますが、少し中村委員や萩須委員よりかはトーンが下がってしまうかもしれませんが、今回、いろいろ説明を受けた中で、直ちに求めるものではないというところも表現もありました。

その中で建設的な議論を進めていただきたいということですので、そういった建設的な議論というのは、この6月定例会に採択されたところに具体的に詳細も書かれていますので、まずはこれをもって進めていくべきではないかと思えます。

ただ一つ、これは小林委員が言われるように非核平和都市として、四日市がやはりもう少し取組を積極的に進めていく必要もあろうかと思えますので、この核廃絶というところで国に求めていくというところについては、今回は採択までは、私としては思っていないんですが、ただ四日市市として今後できることというのはもう少し積極的に、周知なり、また、教育なり、そういったところはしていく必要があろうかと思えます。

以上です。

○ 平野貴之委員長

ほかに。

○ 小林博次委員

ちょっと委員間討議をさせてほしいんやけど。

○ 平野貴之委員長

どうぞ。

○ 小林博次委員

請願者は、せめて三重県議会で採択されたそういうその文章でまとまらないかと、まとまらないとすれば、もう少しトーンを下げて、意見書を出してほしいと、こういう趣旨で聞いているんやけれども、それでも駄目なのか。皆さんは。

○ 谷口周司委員

三重県議会で、私、採択されたというのは聞いているんですけど、その文面がここには、今回は示されていない。

○ 小林博次委員

たたき台が来ているやろう。

○ 谷口周司委員

来ているんですか。

○ 平野貴之委員長

ありますか。事務局。

○ 丹羽議会事務局議事課主事

参考として提出されているのはあるんですが。

○ 平野貴之委員長

じゃ、それを配付できますか。

○ 小林博次委員

それ、配ってくれやな分からんやん。

○ 平野貴之委員長

では、今から三重県議会で採択された文面を皆さんに配付いたします。

○ 丹羽議会事務局議事課主事

その文面を参考にして、請願者の方が考えられたものです。

三重県議会のものをたたき台として、請願者の方が少しアレンジを加えられたと。

(発言する者あり)

○ 小林博次委員

同じようなものを配っておって、たたき台として、あとここに……。

○ 平野貴之委員長

ただいまから配付するものは、三重県議会で採択された原文ではありませんが、それにアレンジを加えたものということで、それを了解の上、ちょっと皆さん、参考にしていただければと思いますので、一応、配付してください。

こういったものです。ちょっとどの部分が修正されているのか分かりませんが。

だから、これがさっき出た意見書の案と。

○ 小林博次委員

これを参考にしてほしいと。こういうことやったんやわね。あと、ここの委員の意見で、修正すべきは修正して出してほしいと。

○ 平野貴之委員長

この請願が採択されることになれば、この意見書をたたき台にして、必要があれば修正して、意見書を提出するということになりますので。

まずは、採択するかどうかの委員間討議をしていただきたいと思います。

○ 小林博次委員

6月に出された意見書がもうまやかしやと言うなら、これは出す必要はない。そういう気持ちがあつてまとめたというんなら、これもまとめられる可能性がある。これ、お互いの知恵やと思うんやわ。

○ 谷口周司委員

この最後の文面が、よって本議会は国に対し核兵器禁止条約への署名と批准に向けた建設的に議論を進めることを要望しますって、ここが多分三重県議会とも同じところになってくるのかなというところですよ。

この建設的な議論をというところには、6月に向けたところでは、批准に向けた安全保障環境を創出する下記の取組を推進するというので、より具体的にちょっと内容が前回書かれている中で、先ほど大野代表が言われたオブザーバー参加という文言も前回6月に入っているということを考えると、今回出された内容というのは、大まか6月に出した意見書を網羅されているのかなというのもあるんですけども、その違いがあまりこう正直ちょっと難しかったり、逆にこう今回出されたよりもより分かりやすくなっているのが前回かなというのがありますので、だとすると、前回の内容で、今回の出された内容も大まか同じという考えをすれば、前回通したものでいいのかなという思いがあつたんですけども。

○ 平野貴之委員長

ほか、いかがですか。

○ 小林博次委員

これでまとめても別に問題はないと思うんやけど、駄目なん。

○ 中村久雄委員

私は先ほど表明したとおり、私の考えとして、やはり今まだ、こういう人類の平和を求めながらまだ戦争が収まっていないというところで、やはりまだ核の抑止力というのは頼

っていかなあかん情勢かなと、日本国は、というのを考えます。

その中で、やはり核保有国を動かせるように、正面切って、今回のこの禁止条約に賛同するのではなく、日本国として……。

○ 小林博次委員

そんなこと書いてないですよん。

○ 中村久雄委員

動くものやというふうに思います。

○ 小林博次委員

核兵器保有国をどう動かすかって、そんなもの国の責任。国で国会議員がやるべきことです。

○ 中村久雄委員

そうです。

○ 小林博次委員

地方議会の議員の話と違いますよ。

○ 中村久雄委員

地方議会の議員としてそういうふうな考え方を私、今、持っていますので、世界平和、もちろん2月も6月も反対してきたわけですけども、そういう形は持っています。
以上。

○ 森 智子委員

私の知る限りでは、この県議会が出された意見書というのは平成30年に出されたものであると伺っております。それ以降の議論の進み方の中で、やっぱり実際に進展したのが、実際に核禁止条約が発効したというところが進んでおりますし、国としての進み方、やっぱりこのオブザーバー参加をすることとか、また、あと長崎や広島でのそういう締約国会

合をすることという議論が前に進んでいる中で、前回6月定例会議に、この意見書のまとめをさせていただいたと思っていますので、6月に出させていただいた意見書があるので、また、続けてこの意見書を出すということはどうなのかなというふうに私自身は思います。

○ 小林博次委員

森さんに聞くけれども、自分ところの案が通ったからあとは反対やと、こんな考え方は世間で通しませんやろう。

○ 森 智子委員

そういうことで言っているわけではございません。

先ほども請願事項の中で、建設的な議論を進めるということを示していただけかなと思ったんですけども、そういう形ではなかったのも、ちょっと直ちにとすることは難しいのは分かっているけれどもというお話はありましたけれども、やはりそこをできるだけ早く進めたいという気持ちがありましたので、やっぱり今の日本の置かれた状況の中で核抑止という部分の体制を改められない限りは、ちょっと前回出させていただいたような具体的な内容がないと、ちょっと難しいんじゃないかなというのを私は考えますので。

○ 小林博次委員

自分ところの案だけが正しくて、ほかの案はそれよりとろくさいという話では、納得できへんやろう。

県議会でまとめたのは、反対も賛成もあるけれどもこのぐらいのことならまとまるやろうということで、まとめて出したわけやな。せめて四日市市議会も進んだ部分も反対する部分もいろいろあるかも分からんけど、せめて県議会並みに理解が進まんかいなと。意見書はその議会の度合いに合わせて出してもらえませんかというのが趣旨ですやん。それが理解できやんだら、じゃ、何のために非核平和都市宣言しておるの、四日市は。あなた方の意思に反するんやったら、撤回したらどうや。四日市市民が納得するかどうか。

もうちょっと冷静に考えやんと、こんな話、話になりませんやろう。

単純に賛成か反対かという意思表示をしたらええという話と違って、何とか同じように

核兵器をなくしていくために、まとまるところでまとまったらまとめたいということで、たたき台として県議会ではこの程度でまとまったんやから、四日市はこれよりもうちょっとレベルが低いというならレベルを下げて、もう少しレベルが高いというんならレベルを上げて確認したらいいだけのことですやん。これが請願の趣旨やで。

前は出した意見は変わりませんよということだった。それはちょっと公明党さんも出しておったやろう。何とかこの辺りが変わらんのかと。納得できる範囲に変わるんなら、賛成できますよと。これがあんたのところの意思表示や。あんたが演壇で反対しておったからびっくりしたんやけど。市民の願いを無視する政党なんやと俺はびっくりしたんやけど。

せめて県議会で、俺、賛成、反対、自民党、いろんな政党も無所属もおるわけ、おった中でまとめて、せめてそれぐらいがまとまりませんかというのに、反対やと。6月に自分ところが出したやつが正しくて、あとは反対やって、全く理解できやん。以降、俺はもうあんたのところから出すやつはみんな反対する。もうそんな理解のできやんようなことなら。

○ 平野貴之委員長

いかがですか。

○ 小林博次委員

もう少し真面目にやらなあかんわ。

○ 平野貴之委員長

短い休憩が要るようなら休憩しますけど。いいですか、このまま行って。

○ 中村久雄委員

この請願を受けて自分なりにしっかりと考えた末の結果なので、請願の三重県議会がどういうまとめ方をしたのか知りませんが、今回、請願の採択はうちの委員会ですらまとめた中で、委員会の中で1人の委員として発言させてもらって、1人の考え方を述べさせてもらっているというふうな考えなので。

○ 小林博次委員

会派の意思ではないわけやな。

○ 中村久雄委員

はい。

○ 平野貴之委員長

よろしいですか。

もし、さっき、討論の立場表明した中で、今の委員間討議を受けて立場が変わった方がいる方のみ、討論をまた認めますけど、いかがですか。

○ 谷口周司委員

先ほど小林委員から、文言をすり合わせができないのかみたいな話もあったかと思うんですけど、これって手続上出された請願にそんなことできるでしたっけ。

○ 平野貴之委員長

意見書ですか。

○ 丹羽議会事務局議事課主事

意見書については、委員会としてどうするか決めていただいて、これ、今、出されたものはただの参考資料ということです。

○ 谷口周司委員

これは採決後でもできるということですか。

○ 平野貴之委員長

できるということですね。

意見書の修正、文言の修正は採決後できるということですか。

○ 谷口周司委員

請願については賛否を取るけれども、その後意見書については多少文言修正等、機会はあるということですね。

○ 平野貴之委員長

そういうことですね。
よろしいですか。

(なし)

○ 平野貴之委員長

じゃ、もう、採決に行ってよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 平野貴之委員長

それでは、反対表明がありましたので、挙手により採決を行います。

請願第8号四日市市議会から「核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書」の政府への提出について、採択とすることに賛成の委員の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○ 平野貴之委員長

賛成少数であります。よって、本件は不採択すべきものと決しました。
以上です。

[以上の経過により、請願第8号 四日市市議会から「核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書」の政府への提出について、採決の結果、賛成少数により不採択すべきものと決する。]

○ 平野貴之委員長

では、理事者の入替えがありますので、休憩を取らせていただきます。11時25分まで休憩とさせていただきます。

11：18 休憩

11：25 再開

議案第28号 四日市市なや学習センター条例の一部改正について

○ 平野貴之委員長

議案第28号四日市市なや学習センター条例の一部改正についてを議題といたします。

本件については、議案聴取会において追加資料の請求がありませんでしたので、質疑より行います。ちなみに資料の場所は、提出議案参考資料、104の資料の5ページです。

では、質問、意見がありましたら、挙手をお願いします。

なや学習センター条例。利用金額、規定の削除。ありませんね。

(なし)

○ 平野貴之委員長

では、なければ、討論はありますか。

(なし)

○ 平野貴之委員長

討論もありませんので、簡易採決とさせていただきます。

議案第28号四日市市なや学習センター条例の一部改正について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 平野貴之委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第28号 四日市市なや学習センター条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 平野貴之委員長

理事者の入替えはありませんね。

では、次、報告にまいります。

第10回全国ファミリー音楽コンクール i n よっかいちの開催についての報告がありますので、説明をお願いします。

○ 中野文化振興課長

文化振興課の中野でございます。よろしくお願いいたします。

資料は、市民文化部の追加資料でございます。004をお願いいたします。146分の33ページからお願いいたします。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

第10回全国ファミリー音楽コンクール i よっかいちの開催につきまして、ご説明申し上げます。

全国ファミリー音楽コンクールは、家族と絆をテーマに音楽の持つ力で共感し合い、四日市の文化の力を育てて発信することと、全国的な四日市の都市イメージの向上を目的に平成24年度から継続して開催してまいりまして、本年第10回となりました。令和2年度の末から準備を始めまして、7月には応募の状況、そして今月の初めには予選審査の結果を市議会の皆様にもご報告させていただいたところでございます。

この後10月17日には、予選を通過された全国のファミリーを迎えまして、本選を開催することを予定しておりますけれども、昨年と同様に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する対策を講じまして、本年もこの事業を実施してまいりたいと考えておりますので、その実施方法をまとめてまいりました。

資料の(2)をご覧ください。

おとしの第8回までとの変更点といたしまして、まず、本選の会場は昨年と同様に無

観客にしたいと考えております。観覧者の集中、密接を回避し、会場でご覧いただけない代わりに、本選の様子をケーブルテレビCTVでの生中継や、ユーチューブなどインターネットでの動画の生配信によって広く公開し、市内外で観覧していただけるようPRに努めてまいります。ケーブルテレビでの生中継や動画配信などと併せまして、インターネットによるアンケートも実施したいと考えております。

次に、(3)をお願いいたします。

本選に関わります者は私たち従事者、そして本選出場者、審査員、司会者ですけれども、皆検温をし、マスクを着用する、手洗い、消毒等、一定期間の健康観察など、基礎的な共通の事項のほか、それぞれの主立った対策を以降に示してございます。

劇場等におきましては、出演者や舞台スタッフが近接しがちな舞台裏、楽屋などでの対策が肝腎と言われております。34ページの③にございますように、手の触れるところの消毒や換気をしながら進められるよう十分な時間も確保してまいります。運営に従事する者はマスクに加えまして、その業務によって必要な場合、フェースシールドや手袋などの着用もしてまいります。

35ページの④をお願いいたします。

全国各地からお越しいただく出場者には、ご自宅を出発される前から、そして四日市滞在中、そしてご帰宅された後も含めた対策を取っていただきます。3)にございますように、本選当日も前日リハーサルも個別に来場時間を指定いたしまして、控え室も個別で用意してまいります。

36ページの⑤をお願いいたします。

2)にございますようにステージ上で共用するもの、例えばピアノやマイクなどございますけれども、あるいは演奏するスペース、これは出場者の入替え時に必ず消毒をしております。3)のように本番前に音を出したり、楽器のケースですとか小物を置いたりする部屋も複数用意しまして、時間差でご利用いただけるように配置をしております。

ちょっと2)に戻りますけれども、司会者やアシスタントはパーティションを挟んだり、距離を取ったりしますし、出場者にインタビューするときにも向かい合わないようにしてまいります。

そして4)でございます。審査員、特別審査員等は本選会場内で演奏を視聴いたしますけれども、ステージから2m以上の距離を取って審査してまいります。

37ページには、健康チェックシートを添付させていただいております。いずれも昨年実

施いたしました経験を積んでございます。この経験を基に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じて開催することによりまして、新しい生活様式を取り入れたこれからの文化事業として取り組んでまいりたいと考えております。

なお、資料の冒頭にも記載しておりますけれども、今後の情勢によりましては適時の対応を行ってまいりたいと思っておるところでございます。

説明は以上でございます。

○ 平野貴之委員長

報告は以上です。ただいまの報告に対して、質問のある方は挙手をお願いします。

○ 萩須智之委員

大変だと思います。この感染対策は昨年も大変だったと思うんですが、出場者で県外から来る方に先に抗原検査キットを送って、検査していただくというのはどうですかね。費用的にも2000円台ぐらいまでで入手可能ですし、どうかなと思うんですが。

それであれば、PCR云々の前の段階の検査ですから、とにかくこれで陰性であればもうほばいいだろうという前提で、県をまたいでの行き来ですので、お考えを。

○ 中野文化振興課長

中野でございます。

ご意見ありがとうございます。

さすがにちょっとPCR等は、なかなか難しいところもあるのかなと思っておったんですけども、委員おっしゃっていただきましたような検査は安価ということも教えていただきましたので、できる対応は取れるように、出場者の方との連絡を取ってまいりたいなと、検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○ 萩須智之委員

病院に行けば一番確実なんですけど、自宅でやるのはもうその方の善意でということになりますけれども、お考えいただければと思います。ありがとうございます。

○ 谷口周司委員

確認させてください。

最後に言われた今後の情勢を注視し適時対応をとということなんですけれども、どこまで想定されているんですか。中止まで検討していくということで、状態によっては。

○ 中野文化振興課長

中野でございます。

現在、緊急事態宣言が出ておりますように、本市にこの宣言が出ている場合、10月の半ばまでこれが延びていたとしましたら、現在市の主催事業は全て中止・延期としておりますので、私どももそれに倣ってまいりたいと考えております。

○ 谷口周司委員

ということは、10月17日開催時点で緊急事態宣言があれば中止ということも視野に入っているということで、分かりました。

この状況の中、なかなか感染対策をここまでして、昨年もしていただいたところと思うんですけれども、昨年の経験も生かしながら今年もやっていただくということですが、これ、本来の目的、ちょっとここには書いてなかったんですけど、最初、中野課長がいろいろ言っていたと思うんですけど、そこは果たせそうですか。

○ 中野文化振興課長

中野でございます。

本来の目的であります家族と絆による文化の力ということについては、各ご家族がここへ出場に来ていただけたこととしてのことですけれども、それぞれ取り組んでこられた演奏を発表していただき、それを配信することで、ご観覧いただく皆様にも感動を味わっていただくことができるのではないかというふうに思っております。また、これまでのPR等の取組から、四日市ってこんなことやっておるまちなんだということを全国には発信することもできましたので、シティプロモーションという部分についても、目的は達成できるのかなというふうに考えております。

○ 谷口周司委員

ありがとうございます。簡単に最後にさせてもらいますけれども、この10月17日って何

か今、衆議院議員選挙が行われるかもみたいな話も出ていますが、そこには、これ、影響ないですね。文化会館なので、特にはないですね。

○ 中野文化振興課長

中野でございます。

会場という点については、影響がございません。私ども選挙にふだんは投票事務に当たるわけなんですけれども、その辺りもやりくりをすることについて選挙管理委員会とも調整してございますので、重なったとしても対応できるかなというふうにも思っております。

以上でございます。

○ 谷口周司委員

ありがとうございます。

これは何も決まったわけではないかと思えますけど、そういったことも想定していただきながら対応していただきたいと思えます。

また、同時期に開催されるというのは、あとは国体が中止ということになって、その中で文化プログラムというのも幾つかあったかと思うんですけど、その辺も中止になった中で、これは開かれるということですので、より感染対策には気をつけていただいて、対応していただければと思えますので、お願いいたします。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問のある方。

○ 中村久雄委員

これ、やる意味があるのかなと、感染対策して、去年の10月の状況と、今、10月の状況は全く違うので、そういう意味では、今、話があったように国体ととこわか大会の間やね、10月17日。これごと中止にしたわけで、不要不急の外出をというのは10月、11月ぐらいまでワクチンが行き届いていないだろうというようなところが見えている中で、人を集めてと。それは無観客でしょうけれども、無観客であって、ユーチューブとCTYで発信するというけど、CTYは四日市市の人やね、見れるのは。全国に全然発信できないし、その辺がやる意味があるのかなと思って。

これ、10回で今年度が最後の予定なんですよね。だから最後なのだという思いはよく分かるんですけど、今、職員さん、みんな大変な疲弊した中で、今あったように選挙があったら選挙事務等で、保健所へも応援を出している中で、思い切った決断が、早めの決断が必要じゃないかなと思うんですけど、いかがなものでしょうか。

○ 中野文化振興課長

中野でございます。

委員のご意見は本当によく分かるところでございまして、私たちが常に揺れている状況ではあります。

昨年もこのタイミングで委員会の皆様にご意見を伺ったときにも、今年と比べて全然数の少ない状況の中でもやっぱりご心配いただく声はたくさん頂戴いたしまして、慎重な対応が必要ではないかと。中には市民感情としてどうなんだというお声もいただきながらでございましたけれども、今年も何が何でもということではなくて、今も申し上げましたように、もう人を動かすこともできない、市として主催事業をすることもできないというタイミングに重なりましたらば、思い切ったというか、中止せざるを得ないという状況にはあるかと思うんですが、今この時点では、何とかできる方向で考えていきたいなと思っております。

委員おっしゃいましたように、CTVさんとかそれからユーチューブ等で発信することで、どの程度の方にご覧いただけるんだというご意見も確かにございますけれども、昨年の実績では、ユーチューブ動画で配信があったことで、四日市にふだんなら行けないという方もご覧いただくことができた。当日だけでなく一定期間放送もいたしましたので、2000人を超える方にご覧いただくこともできたという状況もありますので、そういう点では一定の効果はあるのかなというふうにも思っております。

何より、やはり状況をよく注視しながら判断をしてまいりたいと思っておりますので、今後ともご指導よろしくお願いいたします。

○ 中村久雄委員

国体、とこわか大会が中止になったその間の期間ですから、中止にするという理論づけは十分できるかなと思います。あとはこちらの意思表示なんですけれども、中止にするのは簡単ですけど、これをやろうとしたときに、例えば、目的は家族の絆ですから、自宅で

演奏したやつを撮っていただいて四日市に対するメッセージも何か、そういうビデオ審査なるものを、それやと来ることもありませんし、そういうことで、最後の市民音楽の、家族の絆の音楽コンクールを飾るといったら、この時期からまた出場者が増えることは、なかなか増やすことはできないでしょうけれども、ただ、応募があった方で選に漏れた方もいらっしゃるでしょう。その方も広く送っていただいたら、四日市の青島さんをはじめ評議員が評価して、これをまた全国に四日市から発信していきますよというようなところでという大会に変更するという手も、これは安全にできることを考えられるのかなと思うので、ぜひ参考に、ぎりぎりの線で悩んで悩んで、悩んでください。

○ 平野貴之委員長

意見ということで。ほかに質問のある方。

○ 谷口周司委員

ちょっと先ほど一つだけ確認し忘れたんですけど、今の四日市でその当時に緊急事態宣言が出ていたら中止ということあったんですけど、四日市に出ていなくても、出場者の住まいの地域でそういった緊急事態宣言が出ていたら、これは出場を見合わせてもらうのか、いやいやもうそれは関係ないですよなのか、そこだけすみません。

○ 中野文化振興課長

中野でございます。

それについては、やはり各ご家族にお考えいただくところも多くなってくるのかなというふうには思うところではあるんですが、仮に、委員おっしゃったように、三重県四日市市以外のところで多く出ていたとして、結局、四日市へ来れるご家族の数が少なくなってしまうとなった場合には、やはりコンクールとして成り立たなくなってくると思いますので、その辺りも含めた判断は必要になるかなというふうには考えてございます。

○ 谷口周司委員

本選に来られる方って決まっていますよね。その方が住んでいる、ちょっとどこか分からないんですけど、東京都の方が来るのに東京都にそういった宣言が出ていても、出場は認めていくということですか。特にそこは制限されない。

○ 中野文化振興課長

中野でございます。

その状況を見ながらやっぱり判断してまいりたいと思います。やはりなかなか動けない
というか、動いていただくのは困難かなというふうには思います。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問のある方。

○ 荻須智之委員

これ、10回で終わるという予定でずっとやってこられたんですかね。

○ 中野文化振興課長

中野でございます。

このコンクールは10回で終わるということを、初めから考えてやってきたわけではござ
いませんで、今回10回をもってやめるという判断をするに至ったことについては、6月の
ときにも委員からお話があったように思うんですが、私どもとしましては、本年2月定例
月議会予算の折に、これを10回をもってということを初めて発表させていただいた次第で
ございます。

以上でございます。

○ 荻須智之委員

今さらなんですけど、そのやめる根拠というのは、やっぱりもう参加者が少ないとか、
そういうことでしたんですかね。誰がやめと決められたのか不思議でたまらないんですが。

○ 中野文化振興課長

中野でございます。

市としての判断となったわけなんですけれども、参加者数が減ってきたからということ
よりは、この音楽コンクールによる市の魅力発信ということについて一定の成果を得たと
いうことが大きな理由でございます。

以上でございます。

○ 荻須智之委員

それは山下部長が判断されたんですか。

○ 山下市民文化部長

市民文化部の山下でございます。

これについては、市全体の政策決定でございます。

○ 荻須智之委員

非常に残念なことだと思いますし、みっともない。同格市で松本市は何をやっているかというと、松本記念オーケストラで小澤征爾のCDを毎年なり出されるわけですが、これは総務常任委員会的时候にちょっと調べましたら、財団をつくってまして、サイトウ・キネン財団ですが、そこがやっているのを観光協会と市が後押しするという形なんです、この10年続いてやめということでしたら、それはもう最初からやめておいたほうがよかったように思うんですが、非常に残念ですが、どうもそのやめる根拠が今ひとつはっきりしないんですが、その辺どういうご議論があったかというのをつまびらかにしていただけないか。

○ 山下市民文化部長

これはいろいろ意見がございまして、まずは10回という一つの大きな区切りみたいな10回という言い方もありますが、ただ一つ言えることは、参加者数、これを見ても、それと市民の関心度等々をアンケートなんかでも見てみますと、少し、確かにコンクール自体は全国的に結構やっぱり10回もやりますといろんなレベルが高くなったという評価もいただいておりますが、市民側から見ますと、それが、要するにこちらが思っているほど、それが浸透していたのかなというところの疑問もございまして、これを続けていくべきか、一旦終えてということにしようかというのは、もう市の内部の中で政策決定をしたということでございます。

○ 荻須智之委員

それはその政策決定というのがよく分からなくて、誰が言い出されたんですか、やめようって、山下部長ですか。

○ 山下市民文化部長

市民文化部、山下です。

これはあれです、要するに市の政策会議というのがございますが、その中で、みんなの議論の中でやめることにしたと、こういうことです。

○ 荻須智之委員

議事録って見れますか。

○ 山下市民文化部長

政策決定についての議事録は出していないと思います。

○ 荻須智之委員

これ、すごい決断だと思うんです。これ、対外的に物すごいみっともないことやと私は個人的に思っています。そういう大事なことを決められて、2月で議会もすつとふつと通って行ってしまって、えらい反論もなかったということなんですが、そのとき私は総務常任委員会におりましたもんでタッチすることはなかったんですけども、文化不毛の市と言っておきますわ。はっきり言いまして、市民が出られない、これは当初から市民が出られるレベルのものではないなということをはっきりしていましたから、地元枠も多少は融通していただいたように感じたんですけども、じゃ、松本記念オーケストラは入れるのかと、それは齋藤秀雄の教え子、桐朋大学を出た人がメインで、あとは日本トップクラスの人しか出れないんですから、市民なんて出ていませんよ、そんな。

ですから、今、部長が言われた市民側から見るとって、市民が出られるのは当たり前でやってきて、それでやめるという根拠も今全然はっきりしないじゃないですか。そんなことでいいんですか。だから学校も建たないんですよ。首尾一貫していないんじゃないですか。あえてここは小言を言わせていただきますけれども、山下部長は続けるという態度でおっていただいたもんやと思うんですが、はいはいと二つ返事でやめと賛成されたんですか。どうなんですか。

○ 山下市民文化部長

個人的な思いというよりも、これは、その政策の中で決定をしたことです。それに対して私、個人的なことを申し上げる立場にはございません。

○ 荻須智之委員

その政策決定の会議では市民文化部長としてのお立場として発言されるはずなんですが、反対も何もされず、はいと受け入れて、じゃ、誰がやめと言われたんですか。

○ 山下市民文化部長

これは多数決で決めるということではなく、政策決定ですので、その中でそれぞれの出席者が議論をして、今回についてやめようというふうに最終決定をしたというございますので、誰がどうこうということではございません。

○ 荻須智之委員

それでは納得できないんですけども、こういうことってこんないいかげんに決まっていくなんかなということだけ、小言を言わせていただいて終わります。

以上です。

○ 小林博次委員

荻須さんが怒るのは普通の話で、だから、よそでやっていないことをここでやるから価値があった。田中市長が提案したから反対する人もおった。途中で田中市長が辞めたからもうやめるかということの話があったような感じがあるけど、そんなばかなことないやろうという、僕らも抵抗を少しした。それで、切りのいい10回でやめるのかなと。

総合計画では無から有をつくる、ゼロからイチをつくると書いてあるから、今までやったやつ全部壊す、公立幼稚園のいいもんも壊す。新しく認定幼稚園、認定保育園を造っていく、こども園を造る、そんなような感じの動き。全体にあるわけやで、また、今度の市長が変わると、また、これ変わるんやろうけど、かなり寿命が短いと思っているけど、ここで教訓として出てくるのは、行政が文化とか、そんなのにもうくちばしを入れるなど。市が金を出して、気に入らんだから引き上げて、それで文化活動がやめるとするのは、こ

れは文化でも何でもない。行政が自己満足しておるだけのことで、こういう無駄金使いはやっぱりやめるべき。これがここから出てくる教訓として、皆さん方からその政策会議に提言すべきやと。

以上。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問、意見のある方。

(なし)

○ 平野貴之委員長

では、なければこの報告は以上とさせていただきます、協議会どうかな、これ、行きますかね。

11 : 52 休憩

14 : 03 再開

○ 平野貴之委員長

では、ちょっと時間より早いですけれども、進めさせていただきます。

議案第21号 令和2年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

一般会計

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第12目 あさけプラザ費

第16目 男女共同参画費

第3項 戸籍住民基本台帳費

○ 平野貴之委員長

ではこれより市民文化部中、男女共同参画課、市民課、あさけプラザ所管部分についての審査を行います。

議案第21号令和2年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、男女共同参画課、市民課、あさけプラザ所管部分についてを議題といたします。

本件については、議案聴取会において追加資料の請求がありませんでしたので、質疑より行います。質問、意見がありましたらご発言願います。

(発言する者あり)

○ 平野貴之委員長

追加資料の説明を岡本課長、お願いします。

○ 岡本男女共同参画課長

男女共同参画課の岡本でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、さきの議案聴取会におきましてご請求いただきました資料につきまして、ご説明させていただきます。タブレットのほうは、先ほどと同じくホーム画面の今日の会議の中にごございます産業生活常任委員会、分科会、その中の004、市民文化部追加資料をお願いいたします。よろしいでしょうか。その中の146分の22ページをお願いいたします。

小林委員よりご請求をいただきました市内事業所における女性登用についてまとめさせていただきます。

まず、1番のところですが、市内事業所におきます常用労働者の男女構成について、記載させていただきます。

本市では、毎年8月に市内事業所1500社を対象に雇用実態調査を行っております。直接の担当課は商工課になりますが、こちらの表は令和2年度の雇用実態調査の結果を基に作成しており、各事業所の常用労働者を男女別に割合で示し、回答された業種別に集計したものでございます。

市内事業所における常用労働者の女性割合は約2割となっており、女性の常用労働者が多い業種は金融・保険・不動産、次いでサービス業となっております。

次に、2番、市内事業所における管理職の男女構成についてでございます。先ほどと同じく令和2年度の雇用実態調査の結果を基に作成したものでございますが、市内事業所に

おける管理職の男女別割合を回答された業種別に集計したものになります。市内事業所における女性管理職の割合は1割に満たない結果となっております。また、業種別に見た場合、女性管理職の多い割合は、多い順にサービス業、金融・保険・不動産業となっております。

続きまして、23ページから25ページでございますが、本市の男女がいきいきと働き続けられる企業表彰につきまして、平成24年度以降に受賞された企業とその主な取組を記載してございます。

こちらの表彰につきましても直接の担当課は商工課となっております。令和2年度は有給休暇が取得しやすい環境づくりや、子育て中の従業員が育児と仕事を両立しやすいように子供用スペースを設けるなど、働きやすい環境づくりに取り組んでいる企業など3社を表彰いたしました。その他の年度に表彰されました企業とその取組につきましては、資料のとおりです。

男女共同参画課からの説明は以上でございます。

○ 磯村参事兼市民課長

市民課の磯村でございます。

私からは、森委員よりお求めをいただきましたマイナンバーカード取得促進の令和2年度の取組についてご説明をさせていただきます。資料は引き続き146分の26ページをご覧ください。

大きく四つの取組がございます。

まず、一つ目がマイナンバーカードの交付体制の強化です。マイナポイントなどの影響で急増した申請に対応するためコールセンターを設置するとともに、交付専用の窓口を1階玄関横に設置いたしました。コールセンターは10月から、交付専用窓口は11月から開設をしております、これらを始めてから交付の件数をご覧くださいと、月当たりにしまして平均倍近くになっております。

それに加えて、2番の平日の日中に窓口に来ることが難しい方のために、休日や夜間にも窓口を開設いたしました。実施日数は休日が53日、夜間が144日でございます。

三つ目が、地区市民センターでの休日申請窓口でございます。マイナンバーカードの申請交付について、一般的にはご自身でスマートフォンやパソコン、または紙の申請書で申請をしていただき、カードが出来上がってきましてから窓口にお越しいただいて、職員が本

人確認をさせていただいた上で、ご自身でその暗証番号を設定していただいてカードをお持ち帰りいただくというような手順になっておりますが、この窓口では申請時来庁方式と申しまして、あらかじめご予約をいただきまして、窓口で申請を受け付ける際に職員が本人確認をさせていただき、その後はカード到着次第、職員が本人からお預かりした暗証番号を設定して、カードはご自宅へ郵送するというような手順となっております。このような休日窓口を、8月から10月までの間に六つのセンターで市民課が施行いたしました。その後、11月、12月には、各地区市民センターで毎月1回実施をしております。受付件数はこちらに書かせていただきましたとおりでございます。

次に、企業などへの出張申請受付ですが、3回実施しておりまして、39件を受付いたしました。

私からは以上でございます。

○ 平野貴之委員長

説明は以上でよろしいですね。

では、まず、追加資料について質問を受け付けたいと思います。追加資料について質問がある方。

○ 森 智子委員

資料ありがとうございました。

マイナンバーカードの促進事業についてなんですけれども、本当に令和2年度の主に下半期の取組をしていただいたおかげで、これ、10%以上交付率が上がったと思うんですけれども、間違いないでしょうか。

○ 藤枝市民課副参事

市民課、藤枝でございます。

令和2年度の4月末の時点で、申請率が11.58%、それから1年後の令和3年4月30日の時点は25.4%になっておりまして、つい最近の7月31日の時点で31.14%の交付率になっております。

○ 森 智子委員

ありがとうございます。

かなりの交付率が上がっているということで、本当にすごい大変な思いをしてやっていただいたんだろうなということを感じます。

この申請時来庁方式による地区市民センターでの受付をすることによって、かなりの年齢層の幅の方が申請をすることができたんじゃないかなと考えるんですけども、ちょっとそこら辺の年齢層の傾向性みたいなものを感じていらっしゃることがあれば教えていただきたいと思います。

○ 磯村参事兼市民課長

市民課、磯村でございます。

昨年度の年齢構成というところ、すみません、今、手元に資料がございませんが、今年度も6月から毎月1回地区市民センターのほうで同じ方式で受付をさせていただいております。それでお越しいただく皆様の申請書など、私、決裁で見せていただいているところ、比較的年齢層の高い方々が多くご利用いただいていると感じております。ですので、スマホとかパソコンではちょっとやりにくいなと思っている方に、便利にご利用いただいていると感じております。

○ 森 智子委員

ありがとうございます。

本当に様々な年代の方がそうやって近いセンター等で申請ができるということで、このマイナンバーカードの普及も進んだのかなというふうに私も感じます。

一つお伺いしたいのが、一番最後の4番目の出張申請ですけども、合計3回というところで、若干少ないのかなと感じたんですけども、なかなかコロナ禍で訪問ができないというお話は伺ってございましたけれども、訪問したけれども結構ですという企業もあったのか、ないのか、ちょっと教えていただけますか。

○ 磯村参事兼市民課長

お願いをしてお断りされたということはないと聞いております。ただ、まだまだ周知も十分ではなく、コロナ禍ということもございましたので、昨年度はこの件数にとどまったと考えております。

○ 森 智子委員

ありがとうございます。

国のマイナポイント事業がこの12月末まで延長されているということで、そういうところの周知もまだまだ知っているのか、知らないのか、ちょっと周知もまだまだなのかなというふうにも思いますし、もっともっとマイナンバーカードが普及されて、さらに様々な市民生活に使いやすい、そういう申請とかをしやすいそういう仕組みがもっともっとできればいいなと思いますので、大変だと思いますけれども、この交付、力を入れて頑張りたいと思います。ありがとうございます。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問のある方。

○ 荻須智之委員

関連で、このマイナンバーを使ってワクチン接種なんかの個人識別というのに、今回は国が間に合わなかったという答弁があったんですけど、市独自でやったらどうなんですか。こんなのはコンピューターがやるのもってこいの仕事なんですよ。カードを持っている人優先といったらもう飛ぶように、もう殺到するんじゃないかなと思うんですが、こんな要らん商品券をつけるよりもよっぽど手っ取り早いように思うんですが、来年度は多分そうしますよともうアナウンスしただけで殺到すると思うんですが、そういうお考えはないかだけ伺います。

○ 磯村参事兼市民課長

市民課、磯村でございます。

ワクチン接種の件につきましては申し訳ございません、私どものほうでは、まだそういった話を進めておる状況ではございませんし、コロナ対策室のほうからもそのような、今のところ私どものほうに投げかけはございません。

ただ、活用した事業というのはいろいろ想定をされるかと思しますので、他市の事例も参考にしながら、四日市にとって最も効果的なものを何か検討してまいりたいと考えております。

○ 荻須智之委員

最後です。そういうのを、他市の事例を待つまでもなく、市内にも優秀なソフト開発会社もありますので、ここへある程度お金を捨ててもいいんじゃないかなと思うんです。そういう気持ちで1回推してやっていただきたいんですけど、以上です。

○ 平野貴之委員長

ここでマイナンバー関連の意見、質問が出てまいりました。マイナンバー関連の質問、ある方いらっしゃいますか。ないですか。

(なし)

○ 平野貴之委員長

提言チェックシートで、マイナンバーカードの取得推進事業についてという提言が出されておりますので、こちらを事務局からちょっと説明いただきたいと思います。

○ 西口議会事務局副参事兼課長補佐兼調査法制係長

四日市市議会提言チェックシートというふうなことで、令和2年度に提言が1件出されております。資料のほうは産業生活常任委員会、分科会フォルダーの一番下の330のファイル、そちらのほうを開けていただきたいと思います。ページのほうは23ページになります。

マイナンバーカードの取得推進事業についてというふうなことで、マイナンバーカードの取得推進に向けては、同カードを用いた市民サービスの充実が重要であることから、全庁的にデジタル化を推進するとともに、各部局の市民サービスに対するマイナンバーカードの利活用について検討を行うべきであるというようなことで、提言のほうをしていただいております。

こちらの提言に対しての進捗状況の報告が参っておりまして、資料25ページをご覧ください。

資料の25ページ一番上からですが、マイナンバーカード交付状況は令和3年6月末現在で累計9万452枚、交付率29.03%交付しており、令和元年度末の3万5435件、交付

率11.35%より大幅に増加をした。令和3年度は、ウェブ予約システム導入の準備を進めているほか、企業などへの出張申請を実施している。出張申請についてはホームページで周知しているほか、今後商工会議所などにも協力を依頼し周知していく。また、申請サポートや出張申請をさらに増強するため、令和3年8月補正予算を計上する予定である。加えて申請数の増加に伴い交付場所や作業場所が不足するため、新たに臨時交付窓口（じばさん三重内を想定）の開設も準備中である。

マイナンバーカードの利活用については、総務省が実施している自治体マイナポイントモデル事業の調整会議にICT戦略課と共にオブザーバーで参加し、最新の状況を収集し、関係各課とも連携し今後の事業展開を検討中であるというふうなことで報告をいただいております。

ちなみにICT戦略課さんのほうからも進捗状況の報告が上がっておりまして、所管外ですが紹介をさせていただきます。

こちら総務分科会のほうから上がったものだと思いますが、マイナンバーカードを活用した行政手続のオンライン化事業についてというふうなことで、現在運用している行政手続の中でオンライン化が可能な手続きを把握するため、4月から5月にかけて関係各課に手続の内容についての調査を実施した。調査結果については、集計分析中である。このような報告をいただいております。

資料説明は以上でございます。

○ 平野貴之委員長

という、進捗状況と先ほどのマイナンバー関連のやり取りを踏まえて、こちらの提言を今後もう終了とするのか、それか継続、また一部変更としていくのかという分類を、ご意見を添えていただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

先ほどのやり取りを聞いていますと、取得推進は結構進めていただけていますが、利活用についてはまだまだ進めていく余地があるのかなというふうに思っています。という意味では継続なのかなと思うんですが、利活用については、市民課というよりICT戦略課が中心となっていくのかなと思うんですが、その辺っていかがですか。

○ 小林博次委員

利活用については国でデジタル庁ができて、そこで、デジタル改革の対象の中に入って

いるので、もう継続はやめて国の方向を待ったらどうですか。

○ 平野貴之委員長

なるほど。そうですね。利活用については市民課というよりも、ほかの部署またほかの機関との連携や、また、その動向を待ってどう動いていくかということも結構左右されてきますので、一旦終了してまた動向を見て、必要に応じて提言を出していけばどうかというご意見が出ましたが、いかがでしょうか。

○ 萩須智之委員

終了でいいと思うんですが、ここの24ページにも書いてあるように、クエスチョンですが、マイナンバーカードを取得する動機につながるような利便性が見られないと、これって、JR四日市駅に行く用事がないのに交通網を整備するみたいなものでして、何か本末転倒で、やっぱり四日市が意見を出して、花火大会の前の席はカードを持っている人しか予約できないとか、後でお叱りは来るんでしょうが、何か差別化しないと5000円のクーポンでというのはインパクトがなかったですね。5万円にしますか。というので、それを必ずやってくださいと委員長、提言の最後を書いていただいて、必ずやるようにということで、以上です。

○ 平野貴之委員長

そうですね。やっぱり市民の方々も何もメリットはないのに、そういったわざわざ手続しないと思いますので、これを持ったら行政サービスの利便性が上がるんだという確信が得られれば、また、おのずと取得率も向上していくかなと思いますので、また、その点引き続き取組をお願いしたいと思いますと強く要望して、では終了という形でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 平野貴之委員長

では、こちら終了という扱いにさせていただきます。

では、また、追加資料に戻りたいと思いますので、追加資料について、質問のある方は、

挙手をお願いします。

(なし)

○ 平野貴之委員長

なければ、追加資料以外の部分からも質問を受け付けますので、質問のある方。

○ 後藤純子副委員長

部局別資料の68分の57、4番の女性相談等事業の中で、DV相談についてお伺いいたします。

私、一般質問のほうでDV相談、今、電話相談のみですので、メールとかチャットとかの相談も行ってはどうかという質問をご提案させていただいたんですけれども、来年度する、していこうとかいった試みを教えていただけますか。

○ 濱瀬男女共同参画課主幹

男女共同参画課、濱瀬といいます。

後藤委員のほうから2月定例会議会の一般質問において、メールとかLINEのSNSでの相談の導入についてご提案をいただいたことから、当課のほうでも他市の動向も踏まえながら調査を行っているところでございます。その現状について少しご説明させていただきます。

SNSサービスのLINEについては今年の3月に個人情報の管理上の懸念がちょっと報じられておりまして、これを受けて内閣府がLINEサービス利用時のセキュリティーガイドラインを示しております。このガイドラインには、相談内容等の機密情報をLINE側に残さずに別の委託先のデータベース上での管理を行うことなどが示されております。三重県なんかも、このやり方、仕組みをつくって運用を行っているところでございます。

一方、本市においては、LINEを活用した行政サービスの提供事業に関して、FIXER社という会社と連携協定を結んで、ICT戦略課が主導して取組を進めておりますので、実際にLINEを活用して女性相談等を行う場合には、この連携協定の中でシステムを構築することになると思うのですが、LINEなどチャット関係のものを使ってやり取りを行う相談業務については、やはり電話とか対面とは異なって相手方の心情を読み取る

のが難しいというところであったりとか、LINE、SNSでの相談を行うに当たっては業務増加という形になりますので、それに伴う人員体制の強化がセットで必要になってくるといっているところがあって、ちょっとそこら辺の課題がまだ解決につなげることができていないので、当課といたしましては引き続き他市の動向も踏まえながら、先ほど言ったFIXER社との連携協定との動きも注視しながら検討を引き続き行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○ 後藤純子副委員長

メールでの対応はどうでしょうか。

○ 濱瀬男女共同参画課主幹

メールでの対応については、今、ホームページのほうで、四日市市の間合せフォーム、市民のご意見箱みたいなものがあるんですが、そこを使って相談の間合せがあることが実際にあります。この前もあったんですが、そういう件についてはやはりこの相談電話のほうにつないでいただくようお願いするという回答させていただいて、分かりました、電話させていただきますというようなやり取りはさせていただいております。

ですので、実際に相談をするやり取りというのはちょっとできていない。このLINEの検討の中で、メールについても同様の課題が、相談業務の増加とか心情を読み取ることができないという同様の課題がありますので、併せて検討はさせていただきたいと思えます。

○ 後藤純子副委員長

新型コロナウイルスの感染拡大で在宅時間が長くなっているのも、これからもDV相談が増えていくのかなと私思っております、1人で悩みを抱えている方って恐らくいらっしゃると思うので、少しでもそういった相談に寄り添っていただくようお願いいたします。

以上です。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問ある方。

○ 森 智子委員

関連ですみません。

今の女性相談等事業なんですけれども、相談件数が令和2年度は減っているんですけれども、これはコロナ禍で相談しにくくなったという状況があるんでしょうか。ちょっと分析を教えてくださいと思います。

○ 岡本男女共同参画課長

男女共同参画課、岡本でございます。

こちらに記載をさせていただいている表が延べ件数になっておりまして、実人数であるとかといったものは、令和元年度に比べて令和2年度は増えております。それは、10万円の給付金等もございまして、そういった相談窓口があるといったことをお気づきになっていただいた方があったことで、実人数が増えたのかなというふうに把握しております。

どうしてもこの件数が延べで書かせていただいておりますので、例えば一時保護をするとかそういったことになると、何度も関係機関等とのやり取りをすることになりまして、大体、一時保護ですと1回すると100件ぐらいの件数が増えることになってまいりますので、令和2年度は一時保護が8件で、令和元年度は一時保護が10件であったというようなこともございまして、その辺で若干差が出たのかなというところはございます。

うちの相談員とかから確認いたしましても、どちらかというところ緊急事態宣言が出ると、電話の相談はちょっと減る傾向にあるのかなと。緊急事態宣言とかが切れると、やっぱりそのもやもやとしていた思いなんかを聞いて欲しいといったことで、電話相談なんかが増えたりする傾向があるかなという感じはいたしております。

以上です。

○ 森 智子委員

ありがとうございます。

この相談者の年齢なんですけれども、あと10代が増えているなど思ったんですけれども、これは何か傾向がありますか。

○ 岡本男女共同参画課長

10代は性被害の方がお一方おみえで、その方がちょっと一時保護をされましたので、多分それで100件ぐらい件数的には増えたかなと。面接につながれば年齢は把握できるんですが、ちょっと電話相談ですと年齢等はお伺いは、もちろん向こうから話されれば別ですけども、こちらからあえて伺ったりはしておりませんので、ちょっと電話相談における年齢層の把握はできていないのが現状でございます。

○ 森 智子委員

ありがとうございます。

あと、生理の貧困で、女性用のナプキンを困っていらっしゃる方に男女共同参画課で置き始めていただいていると思うんですけども、その後、どんな状況か教えていただければと思います。

○ 岡本男女共同参画課長

7月から配付をさせていただきまして、現在180個、危機管理室のほうから一応移管していただいて、お預かりさせていただいている形を取らせていただいているんですが、現在のところ、出ている数は25個です。広報につきましては、市のホームページであったり、はもりあのホームページであったり、市のホームページのほうはバナーに載せさせていただいたりはしているんですけども、あと、はもりあだよりの8月号に載せさせていただいたりとか、ちょっと市の広報はそのときにはちょっと間に合いませんでしたので載せさせていただいてはないんですが、あと地区市民センターのほうには簡単なポスターのようなものをこちらのほうで作らせていただいて、貼っていただいております。

今回、ご質問いただきまして、取組としては、せつくなので相談窓口のあるはもりあを知っていただくきっかけになればなということが、そういうことではもりあのほうだけで配付をというふうにさせていただいたところではございますが、市内各方向からはもりあのほうに来ていただくとなると、それだけで交通費がかかってしまったりというようなことも要因にはあるのかなというのは、実際にはやってみて思ったところではございますが、やはり無言でいらしてみえたりしますので、それを思いますと女性の職員の多い、例えば市役所で配付している市町村さんもたくさんあるんですけども、そちらですと、そういうのをもらいに行ったのを他の方に見られてしまうとか、そういった心配はございま

せんので、そういったことを考えるとはもりに限ったことは確かに数が増えることにはつながらなかったかもしれないですけども、個人的にはよかったのかなというふうに思います。

その25件のうちに、QRコードを読み取るようなアンケートを入れさせていただいておりました、4件の回答がございました。当然ながらもらっていただいているので、よかったというような回答ではあるんですが、独り親の方であったりとか、生活に困窮しているものでよかったとか、そういったことの感想はたった4件ではございますがただで、うちが思っていた方の、本当にもう数的には少ないんですけども届いたのかなということと、もし取りに来ていただけない方があったとしても、はもりにあるということを知っていただいで、何かの折にはこちらのほうに相談していただけるきっかけづくりになっていただければいいのかなというふうに思っております。でも、引き続き粛々と配付のほうはしていきたいなというふうに思っております。

○ 森 智子委員

ありがとうございます。

本当に1人でも本当に困っていらっしゃる方がよかったと思っただけのような、そういう状況になることを願っております。

以上です。ありがとうございます。

○ 萩須智之委員

広報というのは、中学校とか高校ではやられないんですか。

○ 岡本男女共同参画課長

男女共同参画課、岡本でございます。

小学校、中学校につきましては教育委員会のほうで、保健室でお配りをさせていただくということになっております。

別に小学生や中学生の方がうちのほうに取りに来ていただいても、当然配付はさせていただきます。

○ 萩須智之委員

高校なんかも考えていただいてもいいんじゃない。全員に配付されるような形になれば、掘り起こしができると思うんですが、これは素人考えです。要望として出しておきます。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問のある方。

(なし)

○ 平野貴之委員長

では、なければ討論に移ってもいいですか。

(異議なし)

○ 平野貴之委員長

では、討論にまいます。討論のある方は挙手をお願いします。

(なし)

○ 平野貴之委員長

では、ないようですので、簡易採決でいきたいと思います。

議案第21号令和2年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、歳出第2款総務費、第1項総務管理費中関係部分、第3項戸籍住民基本台帳費については、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 平野貴之委員長

なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

全体会に送るべきものはありますか。

(なし)

○ 平野貴之委員長

では、なしということで、決算はこちらで終了します。

[以上の経過により、議案第21号 令和2年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第12目あさけプラザ費、第16目男女共同参画費、第3項戸籍住民基本台帳費について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

○ 平野貴之委員長

では、次に補正予算にまいります。

理事者、入れ替えないですね。

議案第26号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第6号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第3項 戸籍住民基本台帳費

○ 平野貴之委員長

それでは、議案第26号令和3年度四日市市一般会計補正予算（第6号）のうち、歳出第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費についてを議題といたします。

本件については、議案聴取会において追加資料の請求がありましたので、資料の説明をお願いします。

○ 磯村参事兼市民課長

市民課の磯村でございます。

資料は、先ほどの今日の会議の中の生活産業常任委員会、分科会の中の委員会独自の資料、協議会資料の中の004、市民文化部追加資料でございます。その中の146分の29ページをご覧ください。

ではご説明をさせていただきます。

マイナンバーカード取得促進事業について、谷口委員よりギフトカードやノベルティーはどのようなものをどのように配付するのかということについて資料をお求めいただきましたので、ご説明をさせていただきます。

まず、出張申請です。先ほど令和2年度を取組の内容の中でも触れさせていただきましたが、マイナンバーカードの申請希望者が5人以上見込まれる企業や団体等を対象に、職場などを訪問し、申請を受け付けるものです。これは令和2年度を取組の中でご説明させていただいた地区市民センターでの休日申請窓口と同様、申請時に本人確認をさせていただき、出来上がったカードをご自宅にお送りするという方式のものでございます。出張申請受付は、受け付けた時点でカード交付に確実につなげることができる有効な手段でございますので、さらに宣伝、集客に努めたいと考えております。具体的には配付対象といたしましては、申請希望者を20人以上お取りまとめいただいた企業や団体の申請者様、配付させていただきますのは、申請時にギフトカード1000円と、300円相当のノベルティーを考えております。そして、出来上がったカードをお送りする際に、カードとともにオリジナルのカードケースを同封させていただきたいと考えております。

次に、申請サポートです。ショッピングセンターなどでマイナンバーカード申請用の写真をお撮りしたり、申請方法の説明などのサポートを行います。このような取組は、これまでほぼできておりませんでしたので、例えば、写真が自分で上手く撮れないとか、用意するのが面倒だとか、また、申請の方法がよく分からないなどといった理由で、申請にたどり着けていただけていない方の掘り起こしになるのかなと考えております。会場への誘客のため、チラシやノベルティーの配付を考えております。ここでお配りしますのは、300円相当のノベルティーを想定しております。

今回このような取組を行うことを考えたきっかけといたしましては、マイナンバー交付事務費補助金の要綱改正がございまして、下の四角の中をご覧ください。

国の令和2年度第3次補正予算によりまして、補助金要綱が改正されまして、出張申請受付及び申請サポートに関して、宣伝費用や集客に要する経費が補助対象となりました。この要綱改正が2月であったために令和2年度内での実施はできませんでしたが、今年7月にはさらに改正が行われまして補助の単価が、四日市市の場合750円であったものが、令和3年度限りで倍の1500円ということになりました。ぜひこれを活用して取得促進を行いたいと考えまして、今回の予算を計上させていただいたところでございます。

次に、146分の30ページをご覧ください。

すみません。先ほどの29ページ、説明を一つ飛ばしてしまいました。

3番、谷口委員から職員の申請率についても求めいただいておりますので、その下に記載をさせていただきました。8月15日現在で61.78%でございます。参考ですが、全国の申請率は7月末現在で44.72%となっております。

では、次のページをご覧ください。

こちらは、小林委員よりコールセンターについての資料をお求めいただきましたので、現状と今後の増強についてご説明をさせていただきます。

現状のコールセンターですが、開始時期といたしましては令和2年10月から開始をしております。実施形態としましては、業務委託で行っております。実施場所は市民課内の一部スペースを貸し出して実施しております。業務内容としては、平日の8時半から17時15分に常時4回線を設置して、お電話をお受けしております。

今後につきましては補正予算にて状況を図りたいと考えておりました、開始時期は令和3年12月を予定しております。実施形態は現在と同様に業務委託で行いたいと考えております。実施場所も市民課内のスペースも限りがございますので、委託業者の施設内に設置のコールセンタースペースを利用したいと考えております。受付時間はこれまでと同様ですが、最大12回線まで対応できるようにと考えておりますので、今年度たくさんお客様からご意見いただいた電話がつながりにくいというようなこともなくなるのではないかと考えております。

これに加えまして、今年度は当初予算にてマイナンバーカード交付ウェブ予約システムの導入を進めておりました、コールセンターの増強と併せまして稼働することで、円滑なマイナンバーカード交付業務の体制強化を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○ 平野貴之委員長

ありがとうございます。

では、質問のある方は挙手をお願いします。

○ 谷口周司委員

ありがとうございました。

ギフトカード、ノベルティの配付というところで資料をいただきましたので、今までと、これからと変わることによっての影響がどうなのかなというのがあったんですけど、マイナンバー交付の事務費補助金というのが新たについてきたから、四日市もそれに合わせて新たな取組をしていこうということなんですね。

○ 磯村参事兼市民課長

市民課、磯村でございます。

おっしゃるとおりでございます。

○ 谷口周司委員

ありがとうございます。

先にした人が損じゃないかというところもあったんですけど、こういうことで補助がつくからということで理解をさせていただきました。

あと職員のマイナンバーカードの申請状況も見せていただいて、61.78%ということでかなり積極的に進めていただいているのかなというのもあるんですけど、以前、三重県の職員さんがすごい積極的に、何か知事の号令の下、取得が進んでいて、そのときに四日市の職員さんと比べたときに、数字としてかなり三重県のほうが取得率が高かったというのがあったので、市民にお願いする以上、お願いする立場の四日市の職員もやはり同じように進めていくべきじゃないかということがあったんですけど、私が資料請求のときに確認しておけばよかったんですけど、三重県職員のとって分からないですよ。

○ 磯村参事兼市民課長

申し訳ございません。今ちょっと手元に持ち合わせておりません。申し訳ございません。

○ 谷口周司委員

これについては私もちょっと請求時に確認不足だったので。ぜひ市民の方に促進をする以上、職員の方も積極的に進めていただきたいと思いますので、お願いをしたいと思います。

あと一つ、これはもう意見になるんですけども、先ほどちょっと決算のときのインターネットで見ていたんですけど、申請時来庁方式を取ることによってスムーズにいくと

いうのはもうもちろんそうかと思うんですけど、今まで結構この交付時来庁方式がずっと続いていて、やはり家族とかで申請を出したところがみんな家族そろって午後5時半までに来いよというのは、なかなか取りに行く過程で予約が取りづらいとか、そういったこともあったかと思うんですけど、そういったところの課題とか、あとコロナによってみんな密でどうのこうのというところとか、そういった交付時来庁方式の課題解決に向けた取組って何かあるのかどうかだけちょっと教えておいていただけるとありがたいんですが。

○ 磯村参事兼市民課長

ご家族そろって、いろんな年齢層の方が集まって日中にお越しいただくというのが大変というのは、確かにそうだと思っております。ですので、十分ではないですけども、夜間も昨年度より取組をさせていただいておりますし、休日、土日、マイナンバーカードのサーバーが動いている日は全て本年度窓口を開設させていただいておりますし、この春のマイナポイントの駆け込み需要がこの夏頃に大分来ておりまして、交付は予約制ですので、予約枠がなかなかその数確保できないというところがありましたので、7月、8月は強化月間としまして、ちょっと職員には負担をかけたんですけども、窓口数も増やしまして、できるだけたくさんの方に交付をさせていただけるように努力させていただきまして、8月1か月間で過去最高の7000件近くを交付させていただいたというような状況でもございますので、それでもまだ十分に、お申出いただいて即日、すぐ近くの日でご予約が取れるという状況までには来ていませんので、ぜひこの補正予算で増強させていただいて、取りたい方が取りたいときにカードを手にしていただけるという環境をつくっていきたくと考えております。

○ 谷口周司委員

ありがとうございます。

私もよく中学生、高校生を持っている方やとなかなか一緒に来づらいという旨を聞いていましたので、ぜひ大分進んできているところで職員の方の手間というのも大変かと思いますが、コロナと併せての対応もあるかと思っておりますけれども、ぜひこういったところも進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○ 平野貴之委員長

今のやり取りでちょっと矛盾があるなと思ったんですけども、今受け取り予約がかなり混雑していて、結構もう私も8月中はもういっぱいですよとか、そういう状況やったじゃないですか。結構職員の方に負担もかけて、取れるときに取れる方がという体制を取ろうとしていると。そんな中だと、市の職員の方が取得するのはどっちかというと後回しにすべきなのかなと思っているんですが、それで市の職員の方も取得を促進していくというのをどういう、今は調整して後回しにすべきかなと思うんですが、どうですか。

○ 磯村参事兼市民課長

正直なところ申し上げまして、予約は電話でお受けをしておりますが、その時点でその人が職員なのかどうなのかということは確認はできませんので、予約があればそのご希望の日で入れれば入れるという状況ではございますが、全員に聞いたわけではないですが、いろいろな職員に聞きますと、市民の方で予約がいっぱいと聞いているのに、自分も通知は来ているけれども取りに行っていないものかどうか迷っているという声も聞きますので、その辺りは相談に乗りつつ、ちょっと職員枠をつくるかどうかというところまでは行きませんけれども、何とか職員も交付にたどり着けるような工夫はしたいと考えております。

○ 平野貴之委員長

ありがとうございます。

あと、先ほど私もと言いましたが、私自身のカードはもう既に何年前に取得していますので、家族の分ということでした。

ほか質問のある方。

○ 小林博次委員

これ、物でつり出すわけやけど、こんな考え方間違いやと思う。100%行きませんやろう。ものでつり出して100%行かんと、今度また大きいもの出さんとあかんわけやな。俺もしよっぱなに物のないときに取ったけど何も役に立っていないから返して、もう一回取るか。こういうやり方というのはやめるべきやと思う。一般の女性群に聞いてみると、何もプラスがない、取ったって。メリットもないのに対応することないやないかというのは、一般の人の気持ちなんやろうな。政府のほうでプレミアムをつけたり、何かポイントをつ

けたりなんか、そんなとろくさいこと、とろくさい政府の下請けみたいなもんやから、とろくさいのが当たり前なんやけど、こういうやり方と違ってやっぱり利便性で、例えばいまだに我々が、例えば銀行に行っても免許証を出してくださいと言う。マイナンバーではあかんのかと言うと免許証と言う。みんなそうなんやに。市役所でも一緒やに。マイナンバーで通らへんよ。下へ行って聞いてみ。

だから、やっぱり対応はきちっと統一して、メリットを出すようにしていかなと、人の血税やと思って勝手にばらまいてくれるけど、ばらまくのはええけど、また、税金を納めて、もっと真面目に関係なしに努力しておる連中の努力を無にしておるわけや。あまりいいことやないから、苦情を言うておるの。別にあんたらに苦情を言ってもしょうがないけど、常識的に考えて、やっぱりもうちょっとメリットが出るような方法をきちっと提案してこないとあかん。

○ 平野貴之委員長

意見ということです。

○ 豊田祥司委員

この間ちょっと聞きましたけれども、今、申請率が41.53%と書いています。対象年齢とか、その対象年齢の人たち、何人に対してこの1億6000万円が使われるのかな。対象年齢と対象人数を教えてほしいんですけども。

○ 磯村参事兼市民課長

対象年齢は、マイナンバーカードの場合、年齢を問わずですので、特定の年齢を設定しているわけではございません。人数というのは、ごめんなさい。すみません。

○ 豊田祥司委員

対象年齢がないということでいいです。

31万人いるとして41%が申請済みということで60%が対象だということですね。本当にゼロ歳から取らせるつもりですか。ゼロ歳からずっと成人になるまでの子たちも対象に、これをキャンペーンしているということでいいんですね。

○ 磯村参事兼市民課長

取得促進という意味では、あと強制ではございませんが、お取りになりたいとお考えになっている方は全て対象となります。

また、今後、10月以降、保険証としての利用も展開をされる予定がございますので、保険証としてであれば、年齢に関わらずお使いいただく機会もあるのではないかとこのうふうに考えております。

○ 豊田祥司委員

僕も小林委員と同じで、ばらまきでやるべきではないと思っているし、今言ったように利便性で必要ならば取っていくと思うんですね。もうそれだけやと思うんです。もう一つはもうゼロ歳からと言うんやったら、こんなばらまきするんやったら、ゼロ歳で生まれたときに取ってくださいと。その代わり10万ポイントあげますと、子育て支援としてとか、そういうふうに、もっと税金の使い方があるんだろうなと思っています。これも意見だけです。ここの10分の10ということなのであれですけども、ちょっと思うところはあります。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問のある方。

(なし)

○ 平野貴之委員長

では、なければ討論に移ってよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 平野貴之委員長

討論のある方は挙手をお願いします。

(なし)

○ 平野貴之委員長

では、ないようですので、簡易採決でいきたいと思います。

議案第26号令和3年度四日市市一般会計補正予算（第6号）のうち、歳出第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費については、可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○ 平野貴之委員長

ご異議なしと認め本件は可決すべきものと決しました。

全体会に送りますか。

（なし）

○ 平野貴之委員長

では、なしということです。

〔以上の経過により、議案第26号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

○ 平野貴之委員長

では、以上で市民文化部の所管分は終了しました。どうもお疲れ様でした。

どうも皆さんお疲れ様です。もう少し議題がありますので、お付き合いをお願いします。

議題の23番、休会中の所管事務調査についてです。

こちら、まず、やる場合の日程なんですが、11月15日月曜日の午後1時半という日程はいかがですか。よろしいですか。

（異議なし）

○ 平野貴之委員長

では、項目は何をしますか。

当初の予定では、多文化共生について今度やりましょうという話がありましたが、結構前の議会でも今回の議会でも協議会では、結構十分聞いてもらったんですが、所管事務調査としてもう一回やりませんか。

○ 萩須智之委員

2年間のテーマという形でしたら、もう当然それに沿ってやっていただくべきで、何遍やってもらってもいいと思うんですけど、こんなん何遍やっても終わらへんと思う。お任せします。

○ 平野貴之委員長

どうしますか。例えば、多文化共生で、日本語を把握しない人が何%と出てきましたけれども、例えばその国籍別のデータとかを把握して行って、また、そのやり方とかを考えてもらうとか、企業とどのようにタイアップしていくのかという、そういうのに特化した多文化共生。そのほかでもいいですけどそれでやっていくか、それかほかの議題か。

○ 豊田祥司委員

今言われたのを含めながら、さっき言われたように、進学率というのか、進学場所というのか、学校の出席状況とか何かそういうのも含めて、ちょっと聞いている中では、本当にそうなのかなとか、そういうのもあってどうかなと思うんですけど。

○ 平野貴之委員長

そういうのを調査していくと。11月15日、こういったテーマでよろしいですか。

○ 谷口周司委員

これを2年間やっていくというよりは今回1回限り。

○ 平野貴之委員長

2年間でやっていくテーマとしては、多文化共生と、あと卸売市場のテーマもありましたし、幾つか三つぐらいありましたので、それを回しながらやっていくか。病院も前回やりましたけど。

○ 谷口周司委員

多文化共生が今回もう1月にはパブリックコメントが始まって、3月、4月に出していくということなのかな、これ。そうするともう11月が確かにメリットというか、時間的に一番いい時期かもしれませんね。

○ 平野貴之委員長

このプランが終わったら終わりというわけじゃないですけど、そうですね。このタイミング的には。じゃ、11月15日はこの多文化共生のテーマということでさせていただきたいと思います。

では次の議題ですが、8月定例会議会報告会について。こちらは11月1日月曜日から保々地区市民センターにて行われます。2階大会議室。こちらは委員会メンバー、私たちこのメンバーでやるということですが、まず、シティミーティングのテーマについてお話ししたいと思います。これ、どういうテーマがいいと思いますか。

保々という地域から、どういったテーマがいいのかなと考えていたんですが、谷口委員何かありますか。

○ 谷口周司委員

多文化共生はどうですかね。

○ 平野貴之委員長

多文化共生、それか農業とかどうなんですか。

(発言する者あり)

○ 平野貴之委員長

あるけど、全員が農業しているわけじゃないですもんね。でも農業に詳しい方結構多い

のでこの委員会、どうかなと思ったんですけど。

○ 荻須智之委員

保々で農業で問題になってくるのは、小字がモザイクで飛び地だらけなんです。そうすると集団営農での補助金の対象外ということで外されていて、そんなところで一般質問で前にも対応しますわと、石田部長が課長やったときに終わったんですが、何か土地柄でいっぱい小さい飛び地が市場の中野の中にあったりして問題はあるんです。それは、農業の補助金のおかげで表立って出てくるんですが、ほかはそうないし、保々の方もほとんどお勤めの方が多いですからね。あとふれあい会館、あれがどうなっていくのかというのはご興味あるかも分かん。

○ 谷口周司委員

所管がどうですかね。

○ 荻須智之委員

違うな。

○ 谷口周司委員

農業は水問題とか結構あそこは……。

○ 平野貴之委員長

結構、聞いて、じゃ、直しますわと言って直せるようなものではない感じですか。

(発言する者あり)

○ 平野貴之委員長

あれも政策なんですね。

○ 小林博次委員

時節柄、例えばコロナの問題を一遍やってみるとか。

○ 平野貴之委員長

コロナと市民生活についてみたいな感じですか。

(発言する者あり)

○ 平野貴之委員長

地区市民センター業務とコロナについてみたいな感じ。そういう感じにしますか。そんな感じでいいですか。

じゃ、地区市民センターとコロナについてということで行きたいと思います。

開催形式なんですけど、議会報告を誰がどこを読んでというやつですか。

後でいいですか。

(発言する者あり)

○ 平野貴之委員長

議会報告をばっとみんなで替わりながら読んでいくか、もうまとめてさっと要点をまとめて言うか、要点をまとめて言ったほうが聞いているほうは分かりやすいかなと思うんですけど、どうですか。

(異議なし)

○ 平野貴之委員長

また詳しいことは、じゃ、ちょっと相談させてください。

では、最後の議題です。次は11月定例会議会報告会について。こちらは12月27日月曜日総合会館8階であります。これは、議長と各常任委員会の委員長が出席するというところで、また、私が行って来ることになると思いますので、よろしくをお願いします。

以上で全ての議題は終了しましたが、何かほかに提案ある方。

(発言する者あり)

○ 平野貴之委員長

昨日扱っていただいたチェックシートで、ERのテーマがありました。こちらが令和元年度の提言だったので原則終了として、もう一度新しいのを出し直すということを諮らせていただいたんですが、事務局が確認したところ、それであれば別に継続でも構わないという返答が来たようなので、こちら継続の扱いとしてさせていただいてもよろしいですか。

(異議なし)

○ 平野貴之委員長

ありがとうございます。そういった形でさせていただきます。

以上で、あと皆さんから何かありますか。

では、これで終わらせていただきます。どうもお疲れ様でした。

委員長報告と論点シートの記載は正副に一任していただいてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 平野貴之委員長

ありがとうございます。じゃ、いいですね。

では、終了です。どうもお疲れ様でした。

15 : 06 閉議